



合計	16 (100)	28 (100)	46 (100)	11 (28)	18 (100)	10 (100)	6 (100)	61 (100)	7 (100)	19 (100)	70 (100)	4 (100)	27 (100)	23 (100)	47 (100)	53 (100)	12 (100)	6 (100)	88 (100)
北浦内	4 (36)	4 (50)	3 (15)	3 (30)				11 (23)	2 (100)	1 (9)	33 (33)		3 (100)	6 (43)	5 (36)	3 (21)		14 (100)	
頭島内	3 (14)	8 (38)	6 (29)	4 (19)	4 (67)	4 (13)	4 (19)	21 (45)	2 (89)	5 (31)	71 (71)		7 (100)	5 (18)	13 (46)	6 (22)	4 (14)	28 (100)	
町内	1 (7)	11 (73)	1 (7)	2 (13)	2 (67)	2 (13)	2 (13)	15 (100)	2 (22)	7 (78)	43 (43)		9 (100)	3 (13)	18 (75)	1 (4)	2 (8)	24 (100)	
郡内								32 (32)											34 (34)
県内																			
県外																			
合計	8 (100)	23 (49)	10 (21)	6 (13)	6 (100)	6 (100)	6 (100)	47 (100)	7 (30)	16 (70)	100 (100)		23 (100)	15 (21)	39 (56)	10 (14)	6 (9)	70 (100)	
北浦内	3 (75)	1 (50)	3 (33)					4 (44)	1 (12)				1 (50)	4 (50)	1 (33)			5 (100)	
頭島内	2 (50)	2 (34)	2 (50)					4 (44)						2 (25)	2 (67)			4 (100)	
町内	1 (16)	1 (16)						1 (12)	1 (50)				1 (50)	2 (25)				2 (100)	
郡内																			
県内																			
県外																			
合計	6 (100)	3 (33)	3 (100)					9 (100)	2 (100)				2 (100)	8 (73)	3 (400)			11 (100)	
北浦内																			

交際内容別	父						妻						方						合計								
	I	II	III	IV	V	VI	以下	VI	V	IV	III	II	I	合計	以下	VI	V	IV		III	II	I					
頭島内																						(100)					
町内																						(100)					
郡内																						(100)					
県内																						(100)					
県外																						(100)					
合計																						(100)					

(註) ( ) 上がよこ、下がたての百分比

第8表 親族の親等別地域別交際内容 (入鹿)

親族・親等別	父						妻						方						合計								
	I	II	III	IV	V	VI	以下	VI	V	IV	III	II	I	合計	以下	VI	V	IV		III	II	I					
入鹿内																						(100)					
頭島内																						(100)					
町内																						(100)					
郡内																						(100)					
県内																						(100)					
県外																						(100)					
合計																						(100)					

B	入鹿内	(14) 2	(28) 4	(22) 3	(28) 4	(14) 1	(100) 14	(14) 1	(58) 4	(14) 1	(14) 1	(100) 7	(14) 3	(38) 8	(19) 4	(24) 5	(5) 1	(100) 21	
	頭島内	(17) 4	(17) 8	(16) 7	(33) 2	(33) 2	(19) 14	(17) 14	(17) 2	(50) 1	(24) 6	(100) 17	(20) 6	(17) 24	(19) 9	(38) 7	(33) 2	(100) 50	
	町内	(30) 3	(42) 5	(24) 1	(59) 1	(67) 14	(100) 14	(82) 2	(61) 2	(100) 2	(50) 1	(59) 2	(40) 3	(44) 7	(43) 5	(54) 1	(67) 16	(100) 16	
	郡内	(21) 1	(36) 4	(36) 5	(7) 1	(100) 14	(100) 1	(19) 14	(9) 2	(100) 2	(7) 1	(100) 2	(19) 3	(15) 7	(24) 5	(8) 1	(100) 1	(100) 1	
	県内	(25) 1	(20) 4	(26) 1	(8) 1	(100) 1	(100) 1	(2) 1	(2) 1	(100) 1	(2) 1	(100) 1	(20) 1	(100) 1	(2) 1	(8) 1	(100) 1	(100) 1	
	県外	(30) 3	(40) 3	(30) 3	(17) 2	(100) 10	(100) 3	(14) 3	(100) 3	(100) 3	(14) 3	(100) 3	(23) 3	(54) 7	(23) 3	(19) 3	(100) 13	(100) 13	
	合計	(17) 12	(33) 24	(26) 19	(17) 12	(100) 72	(100) 3	(100) 72	(7) 2	(79) 23	(7) 1	(4) 29	(100) 15	(15) 47	(47) 21	(20) 13	(13) 2	(3) 3	(100) 101
	C	入鹿内	(17) 1	(50) 3	(33) 2	(33) 2	(100) 6	(100) 6	(100) 2	(100) 2	(100) 2	(100) 2	(100) 2	(12) 1	(63) 5	(25) 2	(100) 8	(100) 8	(100) 8
		頭島内	(25) 2	(18) 8	(50) 1	(15) 2	(22) 13	(100) 13	(29) 4	(100) 4	(100) 4	(100) 4	(29) 4	(25) 2	(21) 12	(50) 1	(24) 2	(100) 17	(100) 17
		町内	(15) 1	(62) 5	(8) 1	(100) 1	(48) 7	(100) 7	(57) 1	(57) 1	(100) 1	(100) 1	(57) 1	(50) 1	(50) 6	(25) 1	(100) 8	(50) 8	(100) 8
		郡内	(50) 1	(47) 5	(25) 1	(100) 1	(100) 7	(100) 7	(14) 1	(100) 1	(100) 1	(100) 1	(100) 1	(12) 1	(76) 6	(12) 1	(100) 1	(100) 1	(100) 1
		県内	(14) 1	(72) 5	(14) 1	(100) 1	(100) 7	(100) 7	(14) 1	(14) 1	(100) 1	(100) 1	(14) 1	(25) 1	(25) 6	(25) 1	(24) 1	(100) 1	(100) 1
県外		(100) 1	(100) 1	(100) 1	(100) 1	(100) 1	(100) 1	(100) 1	(100) 1	(100) 1	(100) 1	(100) 1	(100) 1	(100) 1	(100) 1	(100) 1	(100) 1	(100) 1	
合計		(15) 4	(63) 17	(15) 4	(7) 2	(100) 27	(100) 27	(100) 7	(100) 7	(100) 7	(14) 7	(100) 7	(12) 4	(71) 24	(12) 4	(5) 2	(100) 34	(100) 34	
入鹿内		(13) 2	(27) 4	(20) 3	(27) 4	(100) 15	(100) 15	(6.5) 1	(14) 4	(58) 1	(14) 1	(14) 1	(100) 3	(35) 8	(18) 4	(23) 5	(5) 1	(100) 22	
頭島内		(18) 4	(19) 3	(23) 4	(40) 1	(100) 1	(100) 1	(25) 1	(20) 1	(100) 1	(50) 1	(100) 1	(29) 1	(25) 2	(27) 4	(45) 5	(100) 1	(100) 22	
		(14) 4	(42) 9	(25) 7	(22) 6	(100) 28	(100) 28	(93) 14	(7) 1	(93) 14	(7) 1	(100) 15	(9) 4	(53) 23	(19) 8	(14) 6	(5) 2	(100) 43	
		(36) 4	(43) 7	(54) 6	(67) 2	(47) 28	(47) 28	(70) 14	(50) 1	(70) 14	(50) 1	(63) 15	(33) 4	(56) 23	(53) 8	(55) 6	(67) 2	(52) 43	

㊦	町内	(30) 3	(50) 5	(20) 2	(100)	(100)	(100)	(100)	(25) 3	(58) 7	(17) 2	(100)	(100)	
	郡内	(28) 1	(24) 1	(15) 1	(100)	(100)	(100)	(100)	(8) 1	(17) 1	(13) 1	(100)	(100)	
	県内	(5)	(8)						(2)	(7)			(2)	
	県外	(50) 2	(50) 2		(100)	(100)	(100)	(100)	(50) 2	(50) 2			(100) 4	
	合計	(18) 11	(36) 21	(22) 13	(18) 10	(4) 1	(84) 20	(8) 1	(14) 12	(49) 41	(18) 15	(13) 11	(2) 1	(100) 83
	入鹿内	(67) 2	(33) 1		(100)	(100)	(100)	(100)	(40) 2	(60) 3			(100) 5	
	頭島内	(29) 4	(33) 2	(14) 1	(100)	(100)	(100)	(100)	(29) 4	(38) 4	(12) 1		(31) 9	
	町内	(57) 1	(29) 1	(100)	(100)	(64) 1	(40) 1	(100)	(44) 1	(50) 1	(100)		(56) 2	
	郡内	(14)			(100)	(100)	(20)	(20)	(14)	(12)			(13)	
	県内													
	県外													
㊧	合計	(64) 7	(27) 3	(9) 1	(100)	(100)	(100)	(100)	(44) 7	(50) 8	(6) 1	(100)	(100)	
	入鹿内	(67) 2	(33) 1		(100)	(100)	(100)	(100)	(40) 2	(60) 3			(100) 5	
	頭島内	(29) 4	(33) 3	(11) 1	(100)	(100)	(33) 3	(27) 3	(29) 4	(50) 6	(8) 1	(25) 12		
	町内	(45) 1	(33) 1	(100)	(100)	(50) 1	(55) 1	(100)	(34) 4	(50) 6	(100)	(8) 1		
	郡内	(57) 1	(60) 1	(100)	(100)	(33) 1	(67) 2	(100)	(57) 1	(33) 2	(100)	(60) 3		
	県内	(50) 1	(50) 1		(100)	(100)	(17)	(18)	(33) 1	(67) 2			(100) 3	
	県外	(14) 1	(20) 1		(15)				(14) 1	(18) 1			(15) 1	
	合計	(67) 2	(33) 1		(100)	(100)	(100)	(100)	(40) 2	(60) 3			(100) 5	
	入鹿内	(29) 4	(33) 3	(11) 1	(100)	(100)	(33) 3	(27) 3	(29) 4	(50) 6	(8) 1	(25) 12		
	頭島内	(45) 1	(33) 1	(100)	(100)	(50) 1	(55) 1	(100)	(34) 4	(50) 6	(100)	(8) 1		
	町内	(57) 1	(60) 1	(100)	(100)	(33) 1	(67) 2	(100)	(57) 1	(33) 2	(100)	(60) 3		
郡内	(50) 1	(50) 1		(100)	(100)	(17)	(18)	(33) 1	(67) 2			(100) 3		
県内	(14) 1	(20) 1		(15)				(14) 1	(18) 1			(15) 1		



合計	4	(25)	(56)	(19)		(100)		(100)	5	(100)	4	(19)	(67)	(14)			(100)	21	
		(100)	(100)	(100)		(100)		(100)		(100)		(100)	(100)	(100)			(100)		
入鹿内	2	(13)	(33)	(20)	(27)	(7)	(14)	(58)	4	(100)	1	(14)	(41)	(18)	(4)		(100)	22	
		(25)	(25)	(23)	(40)	(33)	(50)	(24)	3	(100)	7	(30)	(24)	(29)	(33)		(100)		
頭島内	4	(14)	(31)	(24)	(21)	(7)	(3)	(100)	13	(100)	5	(12)	(50)	(17)	(5)	(2)	(100)	42	
		(50)	(45)	(54)	(60)	(67)	(100)	(53)	1	(100)	12	(50)	(57)	(50)	(67)	1	(100)		
町内	2	(22)	(56)	(22)				(100)	1	(100)	2	(20)	(60)	(20)			(100)	10	
		(25)	(25)	(15)				(16)	1	(100)	1	(6)	(16)	(14)			(100)		
郡内							1	(100)		(100)				(100)			(100)	1	
							1	(2)		(100)				(100)			(100)	1	
県内																			
県外			(100)							(100)									
		1	(5)																
合計	8	(15)	(36)	(24)	(18)	(5)	(2)	(100)	2	(100)	17	(9)	(81)	(13)	(49)	(18)	(14)	(100)	76
		(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	1	(100)	1	(5)	(100)	(13)	(49)	(18)	(14)	(100)	
入鹿内	3	(20)	(27)	(20)	(27)		(6)	(100)	6	(100)	4	(17)	(66)	(33)	(24)	(19)	(19)	(100)	21
		(27)	(17)	(23)	(33)		(33)	(24)	1	(100)	1	(50)	(100)	(20)	(20)	(29)	(33)	(100)	
頭島内	5	(16)	(32)	(23)	(19)		(3)	(7)	15	(100)	19	(41)	(24)	(15)	(13)	(2)	(5)	(100)	46
		(46)	(44)	(54)	(50)		(100)	(67)	1	(100)	14	(58)	(54)	(44)	(50)	1	(100)		
町内	1	(10)	(50)	(20)	(20)			(100)	2	(100)	2	(7)	(25)	(41)	(17)		(100)	12	
		(9)	(22)	(16)	(17)			(16)	10	(100)	2	(8)	(9)	(20)	(14)		(100)		
郡内			(50)	(50)				(100)	2	(100)				(50)	(50)		(100)	2	
		1	(4)	(7)				(3)		(100)			1	(4)	(7)		(100)		
県内																			
県外	2	(40)	(60)					(100)	4	(100)	6	(67)	(33)				(100)	9	
		(18)	(13)					(8)	5	(100)	4	(17)	(12)				(100)		
合計	11	(17)	(37)	(21)	(18)		(2)	(5)	27	(100)	35	(39)	(28)	(16)	(13)	(1)	(3)	(100)	90
		(100)	(100)	(100)	(100)		(100)	(100)	1	(100)	1	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	
入鹿内	1	(33)	(33)	(33)				(100)	2	(100)	3	(60)	(20)	(20)			(100)	5	
		(25)	(25)	(50)				(40)	3	(100)	1	(25)	(50)				(100)		

A	頭島内	(40) 2	(40) 2	(20) 1	(100) 5	(100) 2	(100) 2	(57) 4	(29) 2	(14) 1	(100) 7
	町内	(50) 1	(50) 1	(25) 1	(100) 2	(100) 1	(100) 1	(45) 2	(50) 1	(50) 1	(47) 3
	郡内				(20) 1	(20) 1		(67) 2	(33) 1		(100) 3
	県内							(22) 1	(25) 1		(20) 1
	県外										
B	合計	(40) 4	(40) 4	(20) 2	(100) 10	(100) 5	(100) 5	(60) 9	(27) 4	(13) 2	(100) 15
	入鹿内	(33) 2	(29) 2	(17) 1	(100) 6	(100) 2	(100) 2	(50) 4	(25) 2	(12.5) 1	(100) 8
	頭島内	(38) 3	(38) 3	(12) 1	(100) 8	(100) 3	(100) 3	(31) 6	(27) 3	(9) 1	(33) 11
	町内	(50) 1	(42) 2		(47) 3	(42) 2	(42) 2	(46) 3	(42) 2	(50) 1	(46) 5
	郡内	(33) 2	(67) 2		(100) 3	(100) 2	(100) 2	(60) 3	(40) 2		(100) 5
C	合計	(35) 6	(41) 7	(12) 2	(100) 17	(100) 7	(100) 7	(54) 13	(29) 7	(9) 2	(100) 24
	入鹿内	(33) 2	(29) 2	(17) 1	(100) 6	(100) 2	(100) 2	(31) 4	(29) 2	(12.5) 1	(100) 8
	頭島内	(38) 3	(38) 3	(12) 1	(100) 8	(100) 3	(100) 3	(55) 6	(27) 3	(9) 1	(33) 11
	町内	(50) 1	(42) 2		(47) 3	(42) 2	(42) 2	(46) 3	(42) 2	(50) 1	(46) 5
	郡内	(33) 2	(67) 2		(100) 3	(100) 2	(100) 2	(60) 3	(40) 2		(100) 5

(註) ( ) 上がよこ, 下がたての百分比

らしいものでないからである。さらに㊦の屋根葺き、㊧節句、㊨その他は、島内がⅢ親等まで、町内がⅡ親等までと全く同様の傾向を示しているが屋根葺きは、草葺きが少なく、小規模な家屋であるため、遠方から手助けを求めることもなく、節句は、この土地において、それほど重要な行事でないためである。その他は㊦～㊨までの交際はもちろん、その他生活のあらゆる面にわたって交際しているというものである。そのため、Ⅵ、Ⅴ親等以下との交際が島内のみに2戸あるのも、地理的に近接している場合に限定されていることを示しているのである。また、㊩経済的に困った時、㊪出産の時は、町内とⅢ親等までの間に集中している。お金の貸借など経済的な援助関係をもてるのは、面接の機会も多く、親密な関係を日頃からもてる島内の親子、兄弟、叔父母が中心であり、それでまかなえない時に島内の従兄弟姉妹、町内の叔父母まで範囲を広げるのである。また、出産の時は、同じ祝儀としての結婚の時よりも、交際が一般化していず町内に居住しているⅢ親等(叔父母、甥姪)が、島内のⅣ親等(従兄弟姉妹)までの交際で面接の機会も多く、気軽に往き来している親類の間で取り交されているもので㊩の場合ほど重要な契機ではない。㊫建築の時、㊬病氣見舞の時は、いずれも、島内がⅤ親等まで町内がⅢ親等までにほとんど集中しており、その他は㊭㊮とも、島内に、Ⅵ親等以下が各1戸、Ⅰ、Ⅲ親等に、県外郡内各1戸があるのみである。㊭と㊮は吉凶事と相反する交際内容であるが、建築の場合は新築を考えればよいが、病氣見舞はその程度が不明確であるが、㊭の程度であるとすれば、日常交際上、かなり濃い親類間でしか交際が行なわれていないようである。㊯結婚、㊰葬式、㊱法事の場合は、交際内容の中でその数が最も多いものである。㊲㊳㊴いずれも、島内は、Ⅵ親等以下まで交際し、また、県外は㊲がⅢ親等、㊳㊴がⅢ親等までであるが、親等からも、地域的な広がりからも、他と比べて幅広い交際の内容を示している点、特長的である。

父方全体を要約すると、まず、いずれの交際内容の場合も約90%以上がⅤ親等以内で詳しくは、㊭㊮㊯のみであり、他はⅣ親等以内と非常に親等が若く、さらに地域的には町内がほとんど90%以上で、その中でも、島内は、全親類のほぼ80%以上を占めている場合が多い。また、少ない比率を占めているが、Ⅵ親等、Ⅵ親等以下は㊲㊳㊴㊵㊶等の交際内容においてみられるが、いずれも、部落内か、島内に限られており、逆に、郡内、県内、県外の親類は㊲㊳㊴㊵㊶にみられるが、いずれもⅢ親等以内であり、とくに県外の場合は㊲を除いて全てⅡ親等以内である。さらに、日常生活の中で交際内容が占める重要性がその数量の多少によって決定できるとすれば、㊲㊳㊴㊵㊶が平均して多く、㊭㊮㊯㊰㊱などがそれについている。一般的に親類交際の決定的指標は、葬式の時に、親類として往き来があるかどうかであるといわれている。しかし、ここでは、大体親類は、ⅣからⅤ親等までであるために、葬式のみが、親族交際の決定的指標となっていないのである。

では、妻方の場合はどうであろうか。㊲㊳㊴㊵㊶は地域的には、町内までで、全てⅡ親等だけであり、㊲㊳㊴㊵㊶はほとんどがⅣ親等までを底辺とし、町内までを高さとする逆三角形を形造っている。すなわち、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ親等で頭島内がほぼ80%以上を占めており、それ以外については、㊲㊳㊴㊵㊶においてⅣ親等まで行なわれているが、全て入鹿地区区内で、さらに、町内や㊲㊳㊴など県外があるが、全てⅡ親等である。このように親等の低いものは親類間の距離が近く面接の機会が多く、県外のように遠い親類の場合は、兄弟姉妹だけであるように濃い親類であり、親等が高ければ、遠くても、また親等が低ければ、近い親類の間で交際がなされていることが明らかである。

さて、入鹿の親類の交際内容を全体的に特長づけてみれば、父方と妻方を比較して、親等からも、地域的な広がりからみても、親類の絶対数からいっても、全て父方の親族交際が広く、しかも緊密で、妻方を圧倒している。これは日本にみられる父系重視の一般的状況の結果なのであろう。さらに、前述してきたように、島内婚が多いことが明らかであるが、一般的に農村などの場合、Ⅵ親等はもちろん、Ⅵ親等以下の古い親類まで、生活上のあらゆる面の交際をする傾向が強いが、農村が30～50戸と比較的小規模の孤立的な生活圏であることが多いのに対して、ここでは島という特殊事情と漁業という互いに協力を必要とする同質性と、200戸内外という比較的大規模な生活圏であるところから、島内婚が多いにもかかわらず、あまりにも多くの親類が生じているため、経済的な零細性ともあいまって、親類が若い親等で区切られているのである。

次に、北浦の場合はどうだろうか。第7表をみてもわかる通り、前述した入鹿と全体的にほぼ同様の傾向を示している。まず父方についてみると、いずれの交際内容も、全て、Ⅳ親等以内で、そのうちⅢ親等以内が④①を除く他が80%以上であり、これらの親族は町内にほぼ90%以上が集中し、分布している。しかも、その中で、多くの場合、島内における分布が70%以上でもある。また、郡内、県内、県外は、全体からみるとその比率は小さいが、④の例を除く全てが、Ⅰ親等（親子）Ⅱ親等（兄弟姉妹）に限られ、さらに、Ⅳ親等の場合は、逆に島内が主であるが、町内までに限定されている。また、各交際内容の量という点を見ると、③④⑥①①等が平均して多く、入鹿の場合と同様、親族関係を消滅させる契機が必ずしも葬式でなく、あくまでも、各々の経済的な事情に照らしながら、大体血縁の程度によって、人為的に行なわれているようである。その人為的な血縁の程度が島内町内の場合、Ⅳ親等であるといえる。

さて、妻方の場合は、全体的にみて、Ⅰ、Ⅱ親等、すなわち妻の実家、妻の兄弟姉妹とのあらゆる面での交際が、90%以上を占め地域的には、全親類の70%以上が町内に分布している。③④においてⅣ親等で郡内に2戸の親族があるが、Ⅲ親等の③④⑥①①における各1戸はいずれも組内であり、④③④⑥①①①①における県内、県外の親族は全て、Ⅱ親等である。さらに、入鹿と比べて、④③④⑥⑥①①など、北浦の方が全般的に妻方の交際内容が、その幅もその度も大きいようである。しかし、父方には、入鹿と同様まだ及ばない。以上の如く、先に述べた入鹿の場合の親族交際における特長と同様であるといえる。

以上の如く、親族の地域別親等別分布、さらにその交際内容を検討してきたが、これらの親族の中では全て平等に交際しているとはいえないであろう。この点について「多くの親族の中で最も濃く付合っている家から、あまり濃くない家までの順番をつけて下さい。」と質問し、大体5番目までとその他に區別してもらった。但し、必ずしも、5番目までが1戸ずつとは限らない。以下ではこの結果をもとに親族結合の度合を北浦の場合を例として明らかにしてみたい。

まず、最も濃い親族についてみると、第9表の如く、地域的には北浦が最も多く、ついで島内、町内とより近い親族が多く、親等別には、Ⅱ親等が最も多く、つづいて、Ⅰ親等でⅢⅣ親等も1戸ずつある。地域別親等別分布をみると、島内婚が多いため当然のことであるが、北浦でⅠ、Ⅱ親等が最も多く、ついで島内のⅡ親等が圧倒的に多い。また父方が妻嫁方よりかなり多く、Ⅱ親等の場合、少しではあるが県外にも及んでいることも注目してよい。交際内容からみると約64%がAの経済的に困っ

第9表 一番目に濃い親族

地域別	父 方					妻・嫁 方					合 計				
	I	II	III	IV	計	I	II	III	IV	計	I	II	III	IV	計
北 浦 内	5	4			9	1	1			2	6	5			11
頭 島 内		2		1	3	1	3			4	1	5		1	7
町 内		2	1		3		1			1		3	1		4
郡 内		3			3							3			3
県 内															
県 外							3			3		3			3
計	5	11	1	1	18	2	8			10	7	19	1	1	28

た時を含む全生活面にわたっており、他の場合もAを除くかなり広範囲のもので、地域的な差も多少みられる。交際の回数については毎日数回面接しているのが北浦、島内のうち約61%で町内までは全て月5～10回の面接の機会を得ている。しかし、面接の機会に恵まれていない親族も少数ではあるが存在している。

2番目の親族は第10表の通りであるが、地域別にみると、島内が最も多く、ついで北浦、町内の順

第10表 二番目に濃い親族

地域別	父 方					妻・嫁 方					合 計				
	I	II	III	IV	計	I	II	III	IV	計	I	II	III	IV	計
北 浦 内	1	5	1		7						1	5	1		7
頭 島 内	1	4	1	1	7	1	3		2	6	2	7	1	3	13
町 内		1	1		2		3			3		4	1		5
郡 内	1	1			2						1	1			2
県 内															
県 外															
計	3	11	3	1	18	1	6		2	9	4	17	3	3	27

となっており、親等別にはII親等が最も多いが、I親等、III親等と比較的その差が少なくなっている。地域別、親等別分布をみると、島内のII親等、北浦内のII親等が多いが、島内までのII、I、IV、III親等にかなり平均して分布し、全体の73%とI、II親等中心の1番濃い親等より約10%増加しさらに郡内までと地域が狭くなっている。また妻方より父方が圧倒的に多い。交際内容からみると、Aの経済的な互助が40%と1番濃い親類よりも24%も減少しているだけで、他はあまり差はみられない。回数は島内のうち50%が毎日数回面接しており、町内までのほとんどは、日に2～10回の面接の機会を得ている。郡内になるとやはり、年に10～20回程度である。交際の回数に親等の差が少しみられるが、地域的な条件が決定的要因である。

3番目の親類は、第11表の如く特長的なことは島内のⅣ親等までの親等的な広がりもあるが、さらに、Ⅱ、Ⅰ親等の町内、町外までの地域的な広がりが著しく、1番の親類はⅠ、Ⅱ親等において北浦、

第11表 三番目に濃い親族

地域別	親族・親等別 父 方					妻・嫁 方					合 計				
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計
北 浦 内			1		1								1		1
頭 島 内		1		4	5		2			2		3		4	7
町 内	1				1	1	5			6	2	5			7
郡 内	2				2		2			2	2	2			4
県 内	2				2		1			1	2	1			3
県 外							1			1		1			1
計	5	1	1	4	11	1	11			12	6	12	1	4	23

2番は島内が中心であったのが、町内に移っていることである、父方と妻方嫁方とを比較してみると、数的にはほぼ同じとなり、父方は島内においてⅣ親等まで、地域的にはⅠ親等が町内まで広がりをみせているが、妻方はⅡ親等がほとんどで、しかも県外までおよんでいる。交際内容からみると、A経済的に困ったときが、約26%であり、①②番目の親類より低いが、町内までは、③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩など、ほとんどその交際内容に差異がみられない。回数については、島内までで毎日面接しているのは約37%と低下し町内までは全部年10回～15回までの間で、郡内以外になると最高年10回までで、4～5回が最も多い。

4番目、5番目の親類になると第12、13表のように地域別では町内がその中心となり、親等別ではⅡ親等よりもⅢ親等が比重を増してくるのも当然といえよう。また、父方、妻方、嫁方もあまり差はみられない。交際内容は4番、5番目の親類の中でわずかに1戸ずつであるが、地域にvarietyなく③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩と儀礼的な交際が多いが、かなり広範囲の交際内容を見せている。回数については4番目の

第12表 四番目に濃い親族

地域別	親族・親等別 父 方					妻・嫁 方					合 計				
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計
北 浦 内			2		2			1		1			3		3
頭 島 内	1		3		4						1		3		4
町 内		2			2		3			3		5			5
郡 内	1				1						1				1
県 内															
県 外							1			1		1			1
計	2	2	5		9		4	1		5	2	6	6		14

第13表 五番目に濃い親族

親族・親等別 地域別	父 方					妻・嫁 方					合 計				
	I	II	III	IV	計	I	II	III	IV	計	I	II	III	IV	計
北浦内															
頭島内			1	1	2				1	1			1	2	3
町内	1	1			2	3				3	1	4			5
郡内									1	1				1	1
県内															
県外															
計	1	1	1	1	4	3			2	5	1	4	1	3	9

親類の中で、毎日面接するというのが島内に1戸あり、島内で月10回3戸、町内月1～2回2戸、年2～10回3戸、郡内年10回となっており、5番目の場合も、毎日面接するのは、島内と町内に各1戸あり、その他町内まで月2～15回5戸、年10回1戸、郡内は何か特別なことがあった時1戸というように、4、5番目とも回数に大差がみられない。

要するに、地域別では1番濃い親類が北浦内に、2番目が島内、3番目が島内と町内、4、5番目が町内に最も多く集中し、これを親等別にみると、3番目まではⅡ親等が圧倒的に多く、それに1番目にⅠ親等、2番目にⅠ、Ⅲ、Ⅳ親等、3番目にⅠ、Ⅳ親等がつづき、4、5番目はⅡ、Ⅲ、Ⅳ親等がほぼ同数で平均化している。地域別、親等別にみると、Ⅳ親等は全体で約12%あるが、1例を除く全てが島内であり、Ⅲ親等も12%を占めているが、2例を除くほかは島内である。Ⅰ、Ⅱ親等の場合、1～5番目になるにつれ、地域が北浦から県外へと広がっていく傾向にある。このように親等と地域性は親族結合の決定する大きな要因であることが明らかである。また、父方と妻、嫁方を比較すると1、2番目は父方が圧倒的であるが、3番目以降になると、両者が同率となってくる。交際の内容については④⑧⑨⑩⑪⑫など広い範囲にわたっているが、1～5番目になるにつれ、④の交際の比率が減少し、儀礼的な交際になる傾向がみられる。交際の回数は1番から下るに従い、島内における毎日交際する家の比率が減少するが、全体的に親等による若干の差異がみられるのみで、郡内以遠になると地域性が決定的要因となっている。

以上は北浦の13戸（1戸未調査）の158戸の親類の中から、5番目までの親族について全般的に検討してきたが、これを各戸の親類の序列を決定する基準について戸別にみると、地域性と親等の両者の相関関係によって序列づけていたとみられる家が6戸、このうちで、島内までは交際の回数に差がなく、町内までは交際内容の中にあまり違いがみられず、大体父方が優先している。これと類似性のあるのが、父方が1、2番目、妻方が3、4番目というように父方が優先し、しかも、郡内まで地域性、親等、回数に関係なく、妻方は親等、地域性、回数により序列づけられ、いずれも交際内容は差異がみられない家が2戸ある。また、親等のみで、しかも父方、妻方、嫁方差別なく序列づけられていた家が2戸、しかし、同親等の場合は近い親族の方が順位は上であり、3番目までは交際内容、回数に差がみられない。その他Ⅲ親等までであるが、郡内まで地域性、親等、回数、交際内容に無関

係に序列づけられていた家が3戸ある。この点、5番目以外の親族を示している第14表をみてもわかる通り、全体の36%を占め、一般的に地域的にはともかく親等の低い親族が多いようである。しかし、北浦内、島内、あるいは町内における親子、兄弟等は面接の機会も多く、交際内容も㊸㊹㊺㊻

第14表 五番目以降の親族

親族・親等別 地域別	父 方							妻・嫁 方					合 計									
	I	II	III	IV	V	VI	VI以下	計	I	II	III	IV	計	I	II	III	IV	V	VI	VI以下	計	
北浦内			1				1	2		1		1	2		1	1	1				1	4
頭島内		1	7	2	1		1	14			3	2	5		1	10	4	1			1	19
町内		5	3	4				12	1	2	3	1	7	1	7	6	5					19
郡内			2	2				2		1			1		1	2	2					3
県内		3	1					4		1			1		4	1						5
県外		2	3					5	1	3		1	5	1	5	3	1					5
計		11	17	8	1		1	39	2	8	6	5	21	2	19	23	13	1			2	60

(註) 父、妻両方の親類の場合は濃い方をとり、また順位未解答のものは除いた。

①①と儀礼的な内容であるが巾広いことを示している。これから考えられることは地域性、親等、回数、交際内容以外に濃い親族として結びつける何物かがあるのだろうかという疑問である。

これまで明らかのように、多くの親族が全て平等に生活連関をもっているのではない。日常生活上重要な互助関係にある場合や、全く儀礼的な関係の親族もある。しかし、親族は最初から儀礼的形式的な結合関係にあるものではない。親子関係から兄弟姉妹、伯叔父母、甥姪、従兄弟姉妹、伯叔祖父母、などと世代の交代により血縁関係が薄くなっていく。これに地域的な遠近が大きな要因となり、交際の内容、回数にその量的質的な増減をもたらし、これが血縁関係の稀薄化していく進度を早めたり遅らせたりしている。北浦では、I親等からIV親等までの間で循環しているといえよう。

#### 同 族・親 族・組

最後に部落内において、あるいはそれ以上の範囲において家と家の間でみられる日常交際における社会関係を探り、北浦、入鹿の基礎的集団である同族、組、さらに親族が1個の集団として、生活共同体として、日常生活上果している役割を検討してこの稿を終りたい。

第15、16表は(1)「親しく行き来している家」(2)「物の貸借をしている家」(3)「祝儀、不祝儀以外におすわけしたりする家」(4)「何かと相談したりできる家」(5)「逆にお宅を相談相手としている家」についての質問の結果を社会関係別、地域別に整理したものである。

まず北浦の場合、「親しく行き来している家」については親族が最も多いが、同族の全部が親族の中に含まれており、その点を考えると組内関係とはほぼ同率となる。何んでも話し合い、ちょっとしたことでも手伝い合うという近所同志の交際が全てである。「物の貸借」については、事柄の性質上わざわざ遠くまで行くことはないこともあって、組内関係が多く、同族、親族がこれにつづく。貸借される物品は冠婚葬祭時の接待器具をはじめ、農具、小道具、日用品、食料品、衣類、小金などである。同質的な生活を営んでいることから、同族、親族に限らず近所に依存しているのである。「祝儀・不祝儀以外の

第 15 表 (入 鹿)

質 問	地域別	社会関係		親 族														他 人	計	
		同 族	本 家	父 方							妻 方				母 方	嫁 方				
				I	II	III	IV	V	VI	VI 以下	I	II	III	IV						
① 親しい往来	入鹿内			4				2											12	18
	鳥内					3	2	1	1										4	11
	その他																		5	5
	計			4	3	2	3	1											21	34
② 物の貸借	入鹿内			2				2											10	14
	鳥内					1	2										1		5	9
	その他																			
	計			2	1	2	2									1		15	23	
③ 祝儀・外祝い・儀礼・不祝儀	入鹿内			3				3											9	18
	鳥内					1	2													3
	その他																			
	計			3	1	2	3											9	21	
④ 頼りになる家	入鹿内			4	1							2	2						2	11
	鳥内			2(1)	1	2	1		1					1	1				5	15(1)
	その他	1		1	3														1	5
	計	1		7(1)	5	2	1		1			2	2	1	1			8	31(1)	
⑤ 頼りにされる家	入鹿内			3																3
	鳥内			1	1	1	1												5	10
	その他			1		1													1	2
	計			5	1	2	1											5	15	

(註) ( )内は同族の血縁関係。

やりとり」も、組内が最も多く、親族、同族の順となっている。組内の場合が多くなるのは、親族として交際しているのが、大体Ⅳ親等までであり、他人といってもⅣ親等以下の親族もかなりあるため、組内同志での結合は親族と変らぬほど、親密感があり強いのである。具体的には、お土産や御馳走などのおすそわけであるが、これも組内では、殆んどの家の間で行なわれている。ついで「何かと相談したり頼りにできる家」として、3人ほどあげてもらった中では、やはり親族が最も多く、そのうちでも父方、妻方のⅠ、Ⅱ親等、しかも島内までが圧倒的に多い。組内の他人、同族がそれにつづく。その内容は金銭的な面が最も多く、結婚、家の建築、土地購入、商売、仕事面、農業経営、子供の就職、家庭問題などあらゆる面にわたっている場合もある。逆に「たよりにされる家」としては、やはり親族が最も多く、組内の他人、同族がそれにつづいている。また、その内容は、(4)の場合と変わらず、とくに親族の場合(4)も(5)も地域的な分布は、北浦内と島内、町、郡内などが相半ばしている。

入鹿の場合、同族が組内に居住していないため、その比率が皆無である。したがって、あらゆる面にわたって、親族と組内、島内の知人が重要な役割を果たしている。まず(1)についてみると、組内関係が最も多く、それに他部落の知人、組内外の親族がそれにつづいている。その交際の内容は、親類の場合はもちろんであるが、その他の知人の場合も、親族と同じように、あらゆる面にわたって気軽

第 16 表 (北 浦)

質 問	社会関係		親 族														他 人	計			
	地 域 別	同 族		父 方								妻 方				母 方			嫁 方		
		本 家	分 家	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ以下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							
① 親しい往来	北 浦 内	3	4	1(5)	2(1)	5(1)							2		2			1		15	34(7)
	島 浦 内 そ の 他 計	3	4	1(5)	2(1)	5(1)							2		2			1		15	35(7)
② 物の貸借	北 浦 内	4	3	(3)	1	5(1)							1		1					15	30(4)
	島 浦 内 そ の 他 計	4	3	(3)	1	5(1)							1		1					15	30(4)
③ 祝儀・不祝儀以外のやりとり	北 浦 内	2	3	(3)	2(1)	3							1			1				14	26(4)
	島 浦 内 そ の 他 計	2	3	(3)	2(1)	4							1	1		1				15	29(4)
④ 頼りになる	北 浦 内	2	2	3(3)	2	2							2		1					6	20(3)
	島 浦 内 そ の 他 計	2	2	7(3)	5	2							3	3	1					7	32(3)
⑤ 頼りにされる	北 浦 内	1	2	2(3)	1	1							1		2	1				1	12(3)
	島 浦 内 そ の 他 計	1	2	5(3)	5	4							3	2	2	1				3	28(3)

(註) ( ) 内は同族の血縁関係。

に往来している。(2)については、組内関係と親族が最も多い。組外も殆んど隣接している地域である。貸借の物品も北浦の場合と同様である。(3)についても北浦と同様で親族はもちろん、組内関係も非常に多い。(4)の場合北浦よりも組外、しかも島内の親類が最も多く、知人の場合も同様である。その内容も金銭面が最も多く、ついで結婚、子供の将来などの家庭の問題が主なものである。(5)の問の場合、互いに頼り合うというものが多く、(4)と同様の傾向を示している。

要するに、個人的な家庭とか経済的な問題等の場合は、親族が圧倒的に高い割合を示している。親族も中には町内、県外にまで拡大しているが、主なものは組内、島内で殆んど賄われているようである。それと家の浮沈にかかわる重要な問題はともかくとして、その他の比較的小さな問題の場合、またちょっと困った時などの互助は、組内あるいは隣接した組に求めていることが明らかである。また同族については全く親族関係にあるため、北浦の場合はかなり日常生活上の互助関係がみられるが、親族、組ほど重要な意味を持っていない。この点、地縁的な結合関係のない入鹿の場合がその典型であろう。したがって北浦、入鹿両部落では、親族と組がそれ以上に地域的に拡大する傾向はあるとしても島という自然条件の下で島内婚、生活の同質性等の諸条件に支えられながら、島民の生活上決定的な役割を果していることは明らかである。

(註1) 紙数の制限により、「主婦の家庭内での地位と役割」については別の機会に発表することに割愛した。(萩 原 一 之)

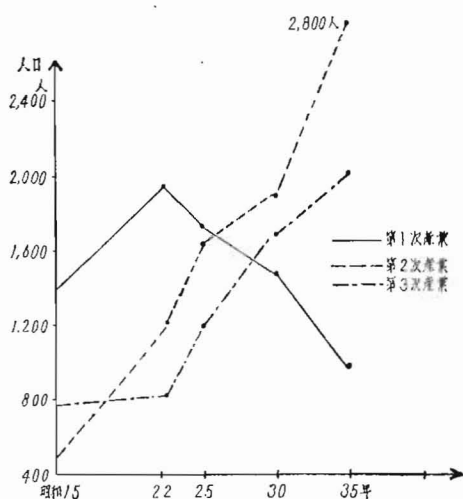
## 2. 日生町協同組合

### 第1章 日生町の産業分布

日生町全体の産業就業別人口、世帯数をみていくことによって、我々のテーマである日生・頭島漁業協同組合、日生・福河農業協同組合の位置付けを行ない、現在の日生町の状態をみることにする。

#### 第1節 全体の産業分布

(表1)から分るように、第1次産業は昭和15年から昭和22年にかけて増加したのみで、その後は減少の一途を辿っている。この内訳については、昭和15年から昭和22年にかけての増加は戦後の引揚げによるものであろう。又、この内昭和30年までは、漁業就業者は平均550人ぐらいで、あまり大きく変化していないが昭和35年になると371人と大きく変っている。農業は昭和22年がやはりピークで、その後徐々に減って行き、漁業と同じように昭和35年では大きく減っている。これは他産業へ移

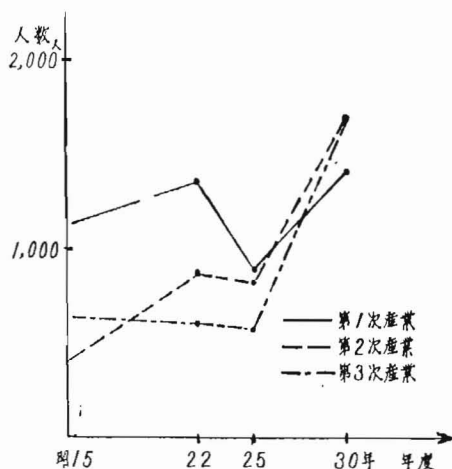


(就業別人口)

っていったのであろう。次に第2次産業においては、(表1)のように急速な増加を示している。特に製造業においては昭和15年から昭和22年の間に2倍ぐらゐ増加し、昭和25年では1,464人となり、昭和35年では2,374人と大きく変化している。建設業、鉱業はそれぞれ170人、10人ぐらゐで大した変化はみられない。次に第3次産業部門においては全体的に増加しているが、それが、第2次産業ほどの増加率を示していないのは、地域性、交通条件などが作用しているからであらう。

次に世帯数の面からみると、(表2)のように

なり、  
第1次



(産業別世帯数)

次に第2次産業ではやはり製造業が増加し、昭和25

年の665戸から、昭和30年の1494戸と大きく増している。しかし、その割に就業人口が増加していないことから小規模経営であることが分る。

第3次産業部門は昭和25年まで減少し、それ以後は逆に昭和30年には戸数で4倍、就業人口では約1.5倍に増加している。これは戸数の増加によるものであろう。

### 第2節 日生漁業の状況

第1節で述べたように、就業人口は減少過程にあり、又、世帯数との関係では昭和30年についてみると、ほとんどが一世帯に1人と言うぐらいで、経営規模が小さく、その上、町内の煉瓦工業、製網工業へと労働力は移動しつつあり、漁業は老人化、兼業化しつつある。日生は都市的性格も含んでいることから過剰労働力を他へ移すことが可能な状態にあることによるものであろう。しかし、その反面養殖において、小規模経営からの脱皮の道も考えられている。漁業協同組合もその方向を推進する

(第1表)

経営組織別結果表(第3次センサスより)

総数	157	個人経営 155	協同組合 1	共同経営 1
無動力のみ	1	1		
1 噸 未満	29	29		
1~3 噸	33	33		
3~5 噸	62	62		
5~10 噸	3	3		
30~100 噸	1		1	
大型定置網	1	1		
小 "	22	22		
カキ養殖	3	3		
その他養殖	2	1		1

事が必要であろう。

具体的に述べてみると、昭和38年3月31日現在日生漁協関係では漁家総数199戸で、専業143戸、第1種兼業34戸、第2種兼業22戸となっており、頭島においては、総数91戸で、専業40戸、第1種兼業7戸、第2種兼業44戸となっており。そして第2種兼業は主として森下製網など同地区の工場に通勤しているものが主である。

次に経営規模の面では(第1表)のように3~5噸が1番多く、2番目が1~3噸、3番目が1噸未満で、それも全部個人経営である。又、30~100噸は日生漁業協同組合 自営の神洋丸である。

次に漁業種類別にみると(第2表)のようになり、3~5噸は主として底びき網、縦びき網に使

(第2表) 漁業種類別経営体数 (第3次センサス)

	総数	漁船 非使用	無動力 のみ	動力 1噸未	1~ 3噸	3~ 5噸	5~ 10噸	30~ 100噸	大型 定置網	小型 定置網	カキ 養殖	その他 養殖
総数	157		1	29	33	62	3	1	1	22	3	
底びき縦びき網	88			3	22	61	2					
" 横びき網	4			2	1	1						
" その他	3			1	1		1					
刺網(サケ・マス)	1							1				
" その他(流刺網)	6			3	3							
" "(固定刺網)	4			3	1							
" "(まき刺網)	2			1	1							

釣, は え な わ				2					
" 釣	2								
" は え な わ	5	1	4						
大 型 定 置 網	1					1			
小 "	22						22		
そ の 他 の 漁 業	14		12	2					
カ キ 養 殖	3							3	
そ の 他 の 養 殖	2								2
採 貝									

っており、又、1～3噸も同じである。次に小型定置網が大きな位置をしめている。1噸未満は色々な漁業に従事しており、それが第3位を占め決して少なくないことから、漁業の不安定さが表われている。

経営資金面についてみると、(第5表)のごとく、3～5噸は借入金なしには経営が成り立たない

(第3表) 漁業用資金のおもな借入別経営体数 (第3次センサス)

	借入金ナン	漁業系統機関	農林漁業金庫	銀行	その他の金融機関	その他
総 数	36	39	3	5	56	18
無 動 力 の み	1					
1 噸 未 満	16			1	6	6
1 ～ 3 噸	10	4	1		11	7
3 ～ 5 噸	3	24	2	2	30	1
5 ～ 10 噸						
30 ～ 100 噸						
大 型 定 置 網					1	
小 "	3	11		2	3	3
カ キ 養 殖	1				2	
そ の 他 養 殖	1				1	

ことを示している。又、借入先が漁業系統機関が2番目で、その他の金融機関が多いことも注目しなければならない。

以上と関連して、保険加入状況を見ると全体で108隻が加入し、その内3～5噸が58隻、小型定置網22、1～3噸が20隻の順になっていて、1噸未満の動力船はほとんど入っていない。このように経営自体が不安定であるとともに1噸未満では保険さえ入れない状態である。

又労働力の面では、不足していないのがわずか8隻で、他は雇用者の不足、若年労働力の不足、経験労働者の不足が大多数をしめている。そしてそれは小規模経営と過重労働の問題が解決しないかぎり、根本的な解決にはならないだろう。

## 第2章 日生漁業協同組合

### 第1節 組織の性格

当組合の組合員は昭和27年に272名、28年に172名、39年191名と28年に第2種兼業者、非漁業者を処分し、純漁業者の組合としての性格付を行なった。それにより、組合の財政的基礎付もなされ、又保償問題等も漁業者内の問題となるようになった。現在では191名中正組合員121名、準組合員71名である。そして漁協関係の漁業数は専業143名、第1種兼業34名、第2種兼業22名、員外漁家75名であり、この数は昭和38年3月31日現在の数であるから、1年間に8名処分されている事になる。しかしまだ第2種兼業者が11%ぐらいいる。

次に組合の構成をみると、最高意志の決定機関に総会があり、これは通常総会が年1回、又臨時総会も要請によって開かれる。組合の日常の業務執行上の意志決定機関としての理事があり、この構成は第4表、第5表のようにになっている。現在の組合長S.T氏は昭和38年度から就任し、それまでは現在の日生町長K.T氏であった。

(第4表) 日生漁協の理事の構成 (昭和39年度)

組合長	理事	S. T	常 勤	非 漁 業
理	事	S. K	非常勤	ツボ網
"	"	S. H	"	"
"	"	K. M	"	小型底曳網
"	"	T. M	"	そ の 他
"	"	T. K	"	小型底曳網
"	"	S. K	"	"
"	"	K. K	"	?
"	"	T. O	"	そ の 他

(漁協資料より)

は漁業者が労働力不足から出ることが出来ない事、人材の不足などが考えられる。さらに2大勢力の争いをまとめる仲介的役割をするとともに、漁場の管理、漁民の統制をするには、どうしても町の有力者でなければならなかったということにも理由があった。

### 第2節 組合の資本形成と収益

当組合の昭和39年3月31日現在の総資産は7,200万円であって、その内信用事業資産1,400万円、経済事業資産900万円、固定資産4,800万円となっており、かなりの資本額に達している。又自己資本では1口金額500円で、払込済出資金4,776,000円である。

次に資産運用面をみると、固定資産2,700万円(54%)、流動資産900万円(18%)、信用事業資産

又この表を見ても解かるように、当組合員の構成は組合長をのぞいてすべて専業者で占められ、組合員の階層構成における2大勢力、すなわちツボ網業者と、小型底曳業者とにほとんど占められているのである。そして当組合のリーダーシップは員外者の手によってしめられていて、又前組合長が現在の町長である事などから、組合長は町の有力者がついている。これに

(第5表) 監事の構成 (昭和39年度)

監 事	Z. H	ツボ網
"	E. H	小型底曳
"	T. K	"
"	N. Y	"
"	T. M	そ の 他

(漁協資料より)

1,400万円(28%)となっておる。

ここで収益を検討すると、昭和38年度に黒字を生じた事業部門は購買事業の15万円、販買事業の314万円、自営事業の798万円、利用事業の88千円であり、他の部門は赤字である。すなわち、信用事業の74万円、製氷事業の10万円、指導事業の131万円、管理の550万円となっており、全体では黒字11,358千円、赤字765万円で黒字3,708千円となって事業状態は非常に良い。このように組合は自営事業、手数料によって運営されているが、その中でも、自営事業はあらゆる赤字をうめる最も大きな事業であり、その経営成績は当組合を左右するものである。しかしこの収益は全然組合員に支払われていない事などからも自営事業への無関心がある程度示している。

### 第3節 組合の自営事業

当組合においては、自営事業として、製氷、冷凍事業、自営船“神洋丸”による北洋のサケ・マス漁業を行っている。

#### 1. 組合の漁船自営事業について

当組合において、“神洋丸”が活動を始めたのは昭和31年からで、その建造資金は、漁業権証券400万円、農林漁業公庫より900万円の借入金によって賄われている。そして現在ではしかもこの借入金はほとんど支払われ、事業自体も組合にとってなくてはならぬものとなっており、組合も相当な力を入れている。

事業成績は、昭和33年度に、総収入17,386千円、これから直接事業経費13,634千円を引くと、粗収入3,752千円、更に減価償却費4,141千円を差し引くと389千円の赤字となっておるが、これが昭和38年度になると総収入3,546万円で直接事業費1,276万円、減価償却費442万円でこれから純収入は833万円と非常に大きな数を示している。又水揚高は(第6表)のごとくである。

(第6表) 漁 獲 高

主要漁種別	水 揚 高	
	数 量	金 額
サケ・マス	87,013kg	22,519,615円
サ ン マ	327,524kg	12,785,554円
計	414,537kg	35,305,169円

(漁協資料より)

青年はその方面に吸収されている事も考えられる。これにより当組合における自営事業において、最初の理念を貫徹されなかったことは大きな問題であるといつてよからう。

#### 2. 製氷、冷凍事業について

事業成績からみていくと、昭和38年度においては、総収入2,410千円で、それに対し減価償却費363千円、直接事業経費2,155千円で、赤字が108千円である。これは自営漁船の収入によってまかなわれておる。製氷については、製氷能力日産3噸、貯氷量130噸の規模である。又冷凍では、冷蔵庫—冷蔵能力42噸—である。利用面においては、製氷の場合ツボ網業者、カキ養殖者にかぎられている。冷

この事業は頭初漁家の2,3男対策として始められたのであるが、最初の1カ年間だけ、若干人数の地元漁夫が乗船したが、その後、すべて香川県の漁夫を雇用している。その理由としては、地元漁業者が遠洋漁業になれないため、乗船希望者が少ないこと、第2に自営事業に対する組合員の無関心から来ているのだろう。又地元へ労働市場があり、

凍は1箱10円であつており、長期の場合は1カ月を2期に分けて利用している。又冷凍の場合も、養漁用餌料で、最近の状態としては、ハマチ養漁、フグ養漁が主である。

#### 第4節 購 買 事 業

当組合の購買事業は、漁業資材、石油類、漁網類、染料、ゴム製品、薬工品、その他漁業資材などを取り扱っている。ここでは全体の70%以上をしめている石油類、漁網類についてだけ述べることにしたい。

##### 1. 石油類について

当組合の購買事業の実績は（第7表）の通りである。

（第7表） 購 買 事 業 分 量

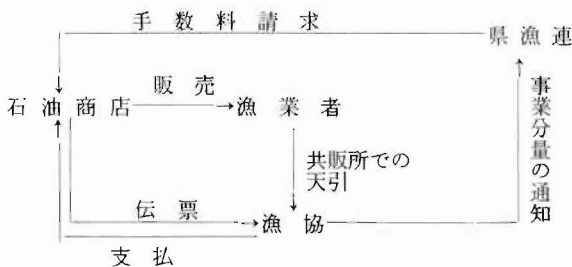
年度	総 額	内 石 油 類
29	15,012,408円(100%) (100%)	11,807,760円(100%) (78.7)
30	13,834,164 (92.2) (100)	9,928,225 (84.1) (70.7)
31	13,946,617 (92.9) (100)	7,639,862 (64.7) (55.0)
32	10,158,441 (67.7) (100)	6,344,513 (53.7) (62.4)
33	10,474,739 (69.7) (100)	6,276,405 (53.1) (59.8)
38	13,441,805 (86.0) (100)	4,856,333 (40.9) (36.0)

（漁協資料より）

昭和32, 33年に減少しているのは小型底曳、ツボ網業の不振によるものである。又昭和38年に増加しているのはカキの養殖がなされたからであろう。

次に石油について述べると、この利用者は主として小型底曳、ツボ網漁業であり、この不振が、おのずと

石油類の減少にみちびいている。又当組合での販売形態は図のようになっている。



左記のような形でなされ、本地区では石油商店は2名で、漁業者への販売については2枚の伝票を作成し、1枚を漁協へ送る。漁協はこの伝票にしたがって、毎朝の共販市場において各漁業者の水揚げの仕切から天引する。県漁連と石油商店と漁協との関係は、漁協

が県漁連に事業分量を通知し、これにしたがって県漁連は手数料を石油商店に請求する。表面上は漁協が県漁連を通じ、石油を取り扱っている形態になっているが、実質的には供給を独占する個人経営である。漁業者は漁協に手数料として、4%を請求されている。そして石油商店は何等生産的行為をせずして、手数料を収納しているにすぎない。

##### 2. 漁網販売について

昭和38年度の売上高は405万円で、全体の30%ぐらいしめ、これは大部分ツボ網業者の利用である。そして、これは地元の漁網会社から共同購入して、それを販売する形式である。しかし今日漁協の購買事業を利用することによって、漁業者にとってあまり利益がない。又、建網業者は個人で直接購入している。

## 第5節 販売機構と市場

当組合の販売形態は生産地市場、消費地市場、中断地市場の3つの形態をかねそなえており、当組合の市場取扱総額は昭和38年度、129,503貫、113,691,103円である。その内鮮魚は970,719貫で106,450,903円、貝類は324,316貫で7,240,200円である。これだけの水揚げの中で、地元消費は60%である。これは日生町内20人、備前町12人、三石町1人、虫明1人の仲買人によって売りさばかれている。魚類はあらゆる種類にわたっているが、当地の産物で有名なエビ類は約20%売りさばかれるだけである。又地元外の市場としては岡山市に1人、姫路市に1人の仲買人によって岡山市場、姫路市場へだされている。

次に共同出荷としては、小型底曳網で取れたエビ類、ツボ網でとれた高級魚、養殖類がある。まずエビ類からみていくと、東京の大都水産、東都水産へ全水揚げの60%が出荷され、他に大阪の大阪魚市場へ20%がある。次に養殖の中でカキは名古屋の中部水産へ50%、京都の丸魚水産へ20%、大阪の大阪魚市場へ30%ぐらいに出荷されている。又ハマチ、フグは神戸漁産物、大阪魚市場へ主として出荷されている。以上みてきたように高級魚は大企業へ独占の形で売りさばかれているが、これは中央の方が値が高いからである。そしてその手数料は鮮魚の場合4.5%、貝類の場合5%である。これからの組合への収入は516万円である。

### 今後の問題点

当組合の今後の方向としては、日生の漁業の発展を考えずして考えることは出来ない。そしてそれは現在まだ小規模ではあるがカキの養殖が最も重要である。カキ養殖はほとんど貝であり、現在52名が従事している。現在は簡易重下式の方法が大分部で、今後は筏式の方法にしていくつもりであり、だいたい100台ある。しかし、カキ養殖場と小型定置網の漁場が同じであるために小型定置網漁業者とカキ養殖者が対立状態にあり、組合としてもカキ養殖を大規模化するためには、現在の飽和状態にあるために何か方法を考えなければならないだろう。又この問題は、他地方では平均5~6.7台持っているのに対し日生では2台しか持てないことの原因でもある。このカキ養殖は冬が収穫期であるために(11月~3月)現在の休漁期をより有効に又経営の近代化にもなる。次に真珠を現在大多府で試験しており、これは真珠母貝養殖である。そしてこれには町からも助成金として30万円出しており、今後漁業から養殖への移向でこれが成功するか否かで大きく左右するであろう。

## 第3章 日生農業協同組合

第1章で述べたように、日生町における農業の位置は低く、その上小規模経営であるために農業人口は減少の一方で、又兼業が大部分をしめている。そのようななかでの日生農業協同組合(以下農協と呼ぶ)もおのずから、信用事業がその農協の経済的基盤となっている。そのうえ都市的性格の作用がこの農協に大きく影響している。ここでは農協の歴史；農協の機構、活動をみることによって日生における農協の位置付けを行なうことにしたい。

### 1. 農協の歴史

戦前は当地には農業会があり、これは信用事業中心であった。昭和21年農業協同組合法が出来てか

ら解散し、昭和22年3月現在の農協が出来、仮事務所で仕事をしていたが、昭和27年に独立事務所が立てられ、昭和38年3月に現在の立派な新事務所が出来た。又福河農協とは頭初から分れており、現在の所合併する気持はない。他に開拓農協があり、これは以前組合員が200名ぐらいたったが、現在では70名ぐらいである。

## 2. 農協の機構

当農協の組合員は現在375名で、その構成は(第8表)のようになっている。この内訳をみていく

(第8表) 職業別組合員戸数 (S.38年度農協概要)

	農 業	水 産	海 運	商 業	工 業	サ ラ リ ン	そ の 他	計
地区力全戸数	265	310	265	109	41	958	65	2,013
組合員戸数	191	28	57	43	13	7	36	375

と、農業191名は正組合員で残りの174名は開拓組合員等である。農業以外の職業での組合員は全部準組合員である。組合の役員は組合長、事務理事各1名、理事8名、監事4名となっており、その内の半数以上が兼業農業者によってしめられている。

次にその規模は昭和39年3月31日現在信用事業資産280,00万円、経済事業資産1400万円、固定資産3600万円で、信用事業資産が84%を占めている。次に運用面の資金では、損失計32,00万円、収益計3400万円と黒字を示している。この中において信用収益2400万円、経済収益600万円、指導収益200万円、事業外収益300万円で、黒字を示しているのは信用収益だけである。そしてそれが運転資金となり、経営成績の良い状態を示している。

次に町政との関係では、昭和39年度予算の内農林水産関係は1200万円で、10%ぐらいで、その内農業関係は960万円である。しかしそれはほとんどが農業総務費、農地費で、農業振興費、畜産業費合わせて18万円にすぎなく、町自身も農業にあまり力を入れていないことが明らかである。又役員の内町政との関係あるのは、消防団長、町会議員1人ぐらいであり、行政的にもあまり深いつながりはない。

## 3. 組合の活動

当組合の活動を大きく分けてみると、信用事業、販売事業、農業改善事業(この中には東備干拓、酪農化の振興等)があり、その中で農業の構造改善の方向をめざしているが現状はどうであらうか。

まず第1に信用事業において、預金面では10億4千万円ぐらいで、信用収益は200万円ぐらいである。その取扱い範囲は組合員の外に、員外者約1,000人ぐらいいるが、やはり組合員の方が利用度が高く、1人平均約80万円ぐらいである。貸付けの面では全体では(第9表)のようになっている。

この表から分るように商工業が件数の上でも、資金額の上でも最も多く、農業関係(農業と養畜)は3番目である事から、当農協がいかにか都市的性格をおびているか分る。又、農業の近代化のための資金の貸付も他の貸付の割には少ない。この貸付利息は2~3銭で農協の収入は2,200万円で、収入の中で最も多い。又預け入れ先は中國銀行、神戸銀行、日本勧業銀行などである。

(第9表) 職業別貸付金(S38年度貸付金簿より)単位千円

種類別	農業		養畜及び 関係業		漁業及び 関係業		商工業		機帆船		請負		サラリーマン・その他		計	
	件数	資金	件数	資金	件数	資金	件数	資金	件数	資金	件数	資金	件数	資金	件数	資金
信用	24	2,798	11	7,206	15	3,745	73	48,343	55	48,553	3	6,582	16	1,875	197	119,111
担保	19	1,286	6	2,260	11	1,236	48	34,856	38	25,585	2	1,000	26	5,381	150	71,604
当座	2	1,032	—	—	3	510	12	20,746	3	2,833	—	—	—	—	20	25,121
近代化のため	3	260	10	5,446	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	5,706
計	48	5,376	27	14,912	29	5,500	133	103,945	96	76,971	5	7,582	42	7,256	380	221,542

第2に購買、販売事業の中で、購買の面では、収益が179万円で、収益率が全体の4.09%となっておる。又販売の面では、野菜市を行なっており、これは地区内需用である。しかし野菜もあまり重点的な指導が行なわれず、行きずまりの状態である。

第3に農業改善事業の動きでは、当地区の耕地面積が小さい上に、島が多いために稲作よりも、野菜、養鶏、養豚、種ばれいしょなどに組合としては力を入れている。そのために耕運機2台を組合で購入している。もちろん農家に買う能力がないからでもあろうが、又種ばれいしょの共同耕作を組合が奨励し、出荷量によって代金の分配を行なっている。このとき組合の手数料は4%である。又種ばれいしょも組合員に配給する形をとっている。全体の耕地面積は24.4haである。又頭島においてはみかんの耕作も行なっている。そして島における土地管理の面で、水道事業も進めている。頭島においては他にハッカの栽培も行なっており、これは6~7町あり、反当12~13匁であり、1匁当り2,500円ぐらいであり、十分採算が取れ、共同の加工場を持っている。これは連合会の形式で行なっており、邑久町の商人に売っている。

最後に現在の問題と、組合自身でもっている将来の方向について述べてみる。小規模経営と兼業化により、商品の大量化も、機械化も行なえず、それがために経営手段の重点化を述べながら、それが不可能になりつつあるのではないだろうか。そして農業からの分離は、農業と農協を分離させ、又農協は信用事業が目的で、農業指導が希薄になりつつある。

以上のことに対し、農協では島々を中心に観光化することによって、農家収入を向上することも考えている。又種ばれいしょ、みかんの栽培なども重点的に指導していく方針である。次に大きな希望を持っているのは、東備干拓で、これは町としては工業用地にすることにウェイトをおいているようだが、農協としては、漁業者を農業者に転向させ、大規模な耕作地を作る事を望んでいる。これについては農協で「東備干拓に伴う農業振興計画」を作成している。その内容は干拓面積300haの内、農業用地280haで、利水計画は吉井川にダムを作る事にしている。又入植者は3ha耕地面積を持つ者が57名、1.5ha~1haの耕地面積を持つ者が94名としている。そしてこの目的は農地拡大、不安定な経済状態の解消であり、経営の近代化の一環として考えている。

(孝 本 貞)

# 頭島漁業協同組合 寒河農業協同組合

## d 頭島漁協について

### 第1節 序 説

漁業協同組合は、漁業の多様性と組織の性格の多様性によって、きわめてヴァラエティに豊んでいる。いままで、さまざまな類型化が試みられた。このような研究成果にもとずいて、この地の漁協を類型化しながら考えていくことにする。

まず第1に、その構成員の性格という側面を基礎にして、類型化する。これは、協同組合の実体を規定するものであるから、最も基本的な分類とすることができる。このような実体的類型は、さらに、その組合のおかれた社会経済的環境にしたがって類型化することが適当である。すなわち、漁村型と漁港型、あるいはさらに、僻村型と都市型である。漁村型はしばしば僻村型であり、漁港型はしばしば都市型であるが、両者は必ずしも一致しない。たとえば、漁村であるからといっても、必ずしも僻村でない。むしろかなり交通の便のよいところでも漁村であるところも多い。

また漁港地域は必ず都市的であるが、都市的環境であるからとて、必ずしも漁港とは限らない。このように、組合の立地条件ならびにその社会経済的環境条件によって類型化する理由は、この環境条件が組合の組織的性格、その営む事業の性格や種類、あるいは、その組合の展望などに、しばしば大きな影響を与えているからである。

以上のような観点から、頭島漁協を僻村的環境の下にある小生産組合であると考えられるのである。

### 第2節 組合員とその性格

現在の組合員は、総数92名、うち正組合員52名、準組合員40名であるが、正組合員、準組合員の区別としては、規定にあるように出漁日数によってのみきめるのではなく、販売、貯蓄の利用度においてもきめられているのである。この選考は、理事がきめている。このわけは、組合員が多ければ補助金の関係が違って来るからである。

また、正組合員と準組合員における差別はあまり問題でなく平等なのである。次に船主、網元の事について述べれば、現在においては船主、網元は存在していない。すなわち個々の漁業者が自分達の船を持ち操業しているからである。

昭和34年4月1日

昭和38年5月13日

小型底曳船	36隻	小型底曳船	50隻
		(内機船底曳)	11隻
延縄船	3隻	延縄船	3隻
採介藻船	0隻	採介藻船	16隻
雑魚船	3隻	雑魚船	9隻
1本釣船	4隻	1本釣船	5隻
運搬船	1隻	運搬船	1隻
(協同組合 第5頭漁丸)		(協同組合第5頭漁丸)	

合計 47隻

合計 84隻

### 第3節 漁船数とその種類

昭和34年と昭和38年を比較した場

合、38年度は37隻の増加を示している  
 のである。但し採介藻船は昭和36  
 年度より出てきたものである。また  
 第2節で述べたように、組合員は92  
 名うち正組合員だけがほとんど船を  
 持っている状態なので、1家族につ  
 き2隻の舟を持っている家族がほと  
 んどであるということになるのであ  
 る。が、しかし規模は小さいと言え  
 る。ここで抽出した7人の持ち船と  
 種類を示してみると、

		昭38, 5月13日現在	漁船登録台帳より
木	下 慶 一	機 船 底 曳	1.31トン
		"	1.70トン
田	口 良 太 郎	小 型 底 曳	4.04トン
		採 介 藻 船	0.98トン
山	口 忠 雄	小 型 底 曳	3.43トン
		機 船 底 曳	4.98トン
大	道 政 治	"	2.12トン
中	本 丈 太 郎	雑 漁 船	1.55トン
		採 介 藻 船	0.72トン
那	須 勝 太 郎	小 型 底 曳	3.38トン
川	辺 義 光	機 船 底 曳	3.89トン

以上のようになる。

#### 第4節 水 揚 げ 高

漁業組合に登録されている38年1月～12月までの水揚げ高は、250,981K、31,479,059円である。こ  
 こ毎年30,000,000円は水揚げされているのである。次にこの節においても7人の水揚げ高を示してみ  
 ると、

木	下 慶 一	9,647K	1,213,717円
田	口 良 太 郎	3,542K	493,702円
山	口 忠 雄	8,100K	1,013,096円
大	道 政 治	3,528K	432,194円
中	本 丈 太 郎	5,914K	680,669円
那	須 勝 太 郎	7,988K	1,042,933円
川	辺 義 光	5,592K	750,658円

となる。また、月別水揚げ高と種類  
 をみると別表のようになる。この表  
 より種類において、エビが大部分を  
 しめていることがわかる。また、3  
 ～4月が水揚げ高、出漁がほとんど  
 ないのは、共同操業、即ちいかなご  
 漁業の為に大部分の人に個人水揚げ

高が表にあらわれていないのである。

第1表 月別水揚げ高とその種類

	4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月						
	日	高K	日	高K	日	高K	日	高K	日	高K	日	高K					
木下 慶一	カキ	2	143				ハゼツボ	8	170	刺あみ	7	99	かごあみ	18	219		
田口 良太郎					エビ	10	366	エビ	10	508	エビ	11	536	エビ	14	753	
山口 忠雄			エビ	8	326	エビ	17	803	エビ	17	1,376	エビ	15	1,091	エビ	18	1,561
大道 政治			エビ	7	270	エビ	14	691	エビ	17	1,349	エビ	5	278			
中本 丈太郎			エビ	7	191	エビ	6	325	エビ	11	1,102	エビ	18	1,276	エビ	19	1,594
那須 勝太郎			エビ	12	365	エビ	11	687	エビ	19	1,337	エビ	18	1,475	エビ	19	1,648
川辺 義光			エビ	7	203	エビ	12	569	エビ	18	1,172	エビ	14	748	エビ	17	1,193

	10月		11月		12月		1月		2月		3月							
	日	高K	日	高K	日	高K	日	高K	日	高K	日	高K						
木下 慶一	カキ	10	534	カキ	23	1,926	カキ	28	2,109	カキ	22	1,711	カキ	17	1,488	カキ	5	805
田口 良太郎	エビ	11	301	エビ	17	252	カイツウ	19	632	カキ	14	787	カキ	14	589			
山口 忠雄	エビ	19	849	エビ	19	1,024	カイツウ	18	872	エビ	10	260	モズク	2	70			
大道 政治		17	471		10	536		1	18	ナマコ	15	224	モズク	11	268			
中本 丈太郎	エビ	15	511	エビ	7	406	カイツウ	13	571	カキ	18	1,340	モズク	2	16	カキ	21	1,980
那須 勝太郎	エビ	20	770	エビ	22	733	カイツウ	19	712		13	287	エビ	1	23			
川辺 義光	エビ	15	606	エビ	18	409	桁漕	19	588	エビ	4	146						

ここで他の地域と比較してみれば、岡山県児島市下津井田ノ浦の場合には、全国の漁村の共通的特徴であるが、田ノ浦では、6月と10月にピークとなり、田ノ浦漁民は、「漁業では1年中、6カ月しか食べぬ、上半期の半分、下半期の半分しか漁らしい漁はない」と口癖の如く語っているが、頭島の場合には、それほど漁民は痛切に考えていないようなのである。そのことは、図第1表において示されているように、カキの養殖におうところが大であると考えられる。また、機械化という点を考えてみると、無動力は少なく、岡山県下においては、頭島は機械化率は進んでいる方なのである。

#### 第5節 魚の販売方法と市場

頭島において魚の販売には特殊なさばき方をしているのである。すなわち漁業協同組合は、直接には関係せず、漁民（水揚げをした人）と仲買人との間において取り引きされている。組合は、漁民と仲買人との間において第3者の立場でまとめ役をするだけなのである。仲買人は、その魚類は岡山方面へ、エビ類は大阪方面へ出荷している。また、漁民と仲買人との間において3度に1度は各人が好きな所に売りさばくことができるようになっている。これは価格におけるいざこざをなくする為になされていることであるがその場合に漁民は、売場において売上高の5分、頭島漁協においても3分の金を取られているのである。この場合、売場において漁民に直接に金を払わずに、頭島漁協において手数料を引き払われる。また頭島になぜ市場がないかという点、それは小漁業のために市場を開くことができないからなのである。

取り引き高と手数料を表にすれば

第2表 取引高と手数料

品名	本年度取引高		受入手数量	
	数量(K)	金額(円)	%	金額(円)
鮮魚	216,894	30,259,830	3.3	998,575
貝類	49,756	4,972,322	3.3	164,086
合計	266,650	3,532,152	3.3	1,162,661

(取り引き高と手数料)

以上のようになるのである。

次に仲買人の事について少し述べる事にすれば、現在仲買人は、木下忠夫氏が1人いるだけなのである。以前は2人であったが昭和26、27年頃より1人となって現在に至っている。また、仲買人ができたのは、昭和24年から起ったものであって、日生漁業組合（日生との分裂以前）の場合には、日生において販売されていたのである。

この漁村で頭島において魚店は1軒だけしかないのである。日生においては多くの魚店がみうけられるが、それは仲買人が頭島において小売りをやらないからなのである。この事は仲買人が漁民から45円で買った場合に、小売する時60円程で売れば島民の不満を買うからである。現在1軒の魚店は、日生より仕入れている。そのためにすごく手数料がかかり高い魚ということになるのである。なお島民に仲買人の事を聞いたらあまりのぞましくないようであった事を追述しておく事にする。

## 第6節 協 業

頭島における協業とはいかなご漁業でありさかんである。いかなご漁業は、7～8年間行なわれており、出漁期間は3～4月の間に行なわれている。なぜ、いかなご漁業が、共同に行なわれるかといえは、多数の船の必要と加工による為なのである。毎年30～40名が従事する。数人が1組となり、組あたり300～400万円の水揚げ高があるのである。なおこのいかなご漁業には正組合員のみが参加しており、金の分配は出漁日数によりなされている。

## 第7節 組合の事業形態

以上に述べる事はすべて昭和38年度業務報告書による。

組合の重要な庶務事項としては

- |       |     |    |                        |
|-------|-----|----|------------------------|
| 昭和38年 | 4.  | 8  | 漁船の検認申請を行なう            |
|       | 5.  | 5  | 沿岸漁船整備計画素案提出           |
|       | 5.  | 15 | 38年度通常総会開催             |
|       | 6.  | 10 | 漁業構造改善事業近代化資金借入の申込をする。 |
|       | 8.  | 9  | 中日生梅難の埋立承認する。          |
|       | 9.  | 6  | 福浦地光の真珠漁場の件で関係方面へ陳情する。 |
|       | 10. | 26 | 県より帳簿検査の結果報告           |
|       | 11. | 18 | 投石関係の経過報告              |
|       | 12. | 22 | 区画漁業権の免許申請をする。         |
| 昭和39年 | 1.  | 26 | モ貝の試験養殖を実施             |
|       | 2.  | 8  | 購買品を売掛金と天引貯金の相殺を厳重にする。 |
|       | 2.  | 21 | 真珠養殖試験実施の計画をたてる。       |
|       | 3.  | 22 | 組合員の資格審査を行なう。          |

以上の事が述べられているが、この中で注目する点は、福浦との漁権の問題が残っている点と真珠養殖ではないかと思われる。次に事業の状況を述べる。

### (1) 信用事業

事業の概況として天引貯金は漁獲高の増加に伴ない、上昇、普通貯金はPRを要するとし、積立貯金は漁閑期に払出すため倍額としている。また定期貯金は講金より差引く為増加、貸付金は不漁の為貸過ぎの状態にあったとしている。今後の方針として貯金を大幅に吸収し貸付の業務の安定をはかる事にある。

第 3 表 信 用 事 業

(イ) 貯 金 の 増 減

		前年度末現在		本年度 受入高	本年度 払戻高	本年度末現在		
		口座数	金額			口座数	金額	一組合 員当り
当 座 的 貯 金	当座貯金							
	別段貯金							
	普通貯金	222	991,249	15,372,276	14,793,477	141	1,570,048	
	計		991,249	15,372,276	14,793,477		1,570,048	
定 期 的 貯 金	定期貯金	77	760,000	1,306,000	1,190,000	83	876,000	
	日掛貯金		779,960	1,046,060	1,183,270	78	642,750	
	計		1,539,960	2,352,060	2,373,270		1,518,750	
合 計		2,531,209	17,724,336	17,166,747		3,088,798		

(ロ) 貸 付 金

種 類	前年度末現在		本年度貸付高		本年度回収高		本年度末現在		内償還期限の 経過せるの	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
短 期 貸 付 金	担保貸付									
	保証 "	48	2,076,100	44	6,022,000	51	5,089,100		3,009,000	
	信用 "	3	22,166		0	2	8,166	1	14,000	
長 期 貸 付 金	担保 "	33	1,968,794	19	1,900,000	10	1,065,867	15	2,802,927	
	保証 "									
	信用 "	76	569,621			69	343,197	10	226,424	
合 計		4,636,681		7,922,000		6,506,330		6,052,351		

(ハ) 信用事業借入金の増減

区 分	前年度末現在	本年度借入額	本年度償還額	本年度末現在
長期借入金 農林中央金庫	1,528,794	1,880,000	375,867	3,032,927
計	1,528,794	1,880,000	375,867	3,032,927

(2) 購 買 事 業

事業の概況として燃油の売上高は昨年と殆んど同額であったが漁船の増加で1割増をみた。資材関係はかき養殖の資材の購入で売上高は倍加した。ゴム、薬製品等も仕入れをふやし販売を伸ばすようにするとし、売掛金の枠が拡張したので天引貯金と相殺を嚴重にしている。

第4表 買 取 購 買 品

品 名	前年度繰越高	本年度仕入高	本年度売上高	本年度末棚卸高
(1) 漁 業 資 材				
石 油 類	341,286	5,665,830	6,214,480	420,389
漁 網 類	645,174	4,823,722	4,720,885	1,130,495
(2) 生 活 用 品				
合 計	986,460	10,489,552	10,935,365	1,550,884

### (3) 販 売 事 業

事業の概況として漁船漁業は完全に頭打となったと考え、販売方法に重点を置き、数量を品質で補うようにしなければならないとしている。また、かき養殖についても台数の増加はあったが、安価の為予想をずっと下回る成績であった。これも同様に、品質をよくする事と販売先の調査研究が必要であるとみられている。

#### 第8節 真 珠 養 殖

昭和35年頃から三重県からここ頭島に入っている理由は、気候的・地域的に最適地であり質としても三重県産よりも良いからである。頭島漁業組合としても自営で行ないたいのであるが、資金面においても、また技術面からも高度な技術を要する為に不可能なのである。しかし、これを県民の手で行ないたい意向は大であると考えられる。養殖に対する三重県からの場代金は、15万円なのである。

#### 第9節 町 政 と の 関 係

財政面において、昭和38年度はカキ養殖のための視察として三重県に行った時に使っただけで組合としては、漁業の構造改善が叫ばれていながら30万円少々ではなにもできないのである。この為現状維持以外に新しい事をするにはとうてい資金面において不可能の状態なのである。これは漁民にも責任があると考えられる。その理由は、町への税金をあまり払わない為に町よりの補助金が少ない事になるのである。また、カキの養殖に対して県漁連は1人当り5,000円出しているだけである。

#### 第10節 合 併 問 題

全国的な傾向として、小さな漁業組合は、合併へと進められている。しかし、頭島漁業組合としては、地域的な問題（市場が離れている）、規模が小さいなどから今すぐは不可能と思われるが、東備干拓がなされた後は、本土と橋で結ばれ、日生の漁場は狭まくなり中心地は頭島になると考えられる。現状では水産庁からの意向からで別に合併への積極的意向は持っていないようであるが、別に反対もしていないようである。もとは日生、頭島共に1つのものであり、距離的な関係で別々になったもので、その間に感情的問題は起っていない、兄弟のようなものなのである。

## 問 題 点

1. 小規模であり、カキ養殖の面においても資金面に不足している。
2. 一般的傾向であるが、若い人達が漁をやるのが少なくなり、年齢層が高い人達が多い。
3. 仲買人のこと

### e 寒河農業組合について

寒河農業組合（以後農業組合を農協と言う）について述べるのに、日生町としては、農業より漁業にかかるウェイトが重である為、農協については、簡略に、1. 農協の歴史（概略）2. 組合員数と耕地面積 3. 組合の活動（販売・購買・貯蓄）4. 農協の市 5. 共同作業6. 指導について 7. 養鶏・みかん 8. 県、町、国よりの補助 9. 漁業との関係 10. 今後の方針に分け述べることにする。

#### 1. 寒河農協の歴史（概略）

寒河農協の成立は、昭和23年2月1日である。しかし、まだ農業会は存続しており、農協として実際に仕事を開始したのは、同年6月1日よりである。また、昭和38年11月1日福浦分町により福浦地区は赤穂農協に加入したのである。今後日生町との合併については、寒河農協としては、日生農協との合併は考えていないのである。

#### 2. 組合員数と耕地面積

##### (イ) 組合員数

福河分町以前は、正組合員588名、準組合員88名において構成されていたが、分町により、正組合員331名、準組合員68名に減少した。（分町以前においては、内、団体4、以後内、団体3）、正組合員、準組合員の区別は、正組合員においては、一応耕地を持ち、農業に従事しているが、準組合員においては、ただ金融面においてのみ農協と関係しているのが大部分である。また、農家数は、280軒あまりであり、1軒において3～4人加入している家も多くある。

##### (ロ) 耕地面積

寒河地区としての全耕地面積は、50ヘクタールほどであり、1人当り20アール、即ち2反あまりになる。また、5畝以上を農民ときめているのである。組合員数の所でも述べたが農家数は一応280軒あまりとなっているが、実際数は20軒あまりなのである。その内専業農家は1軒もなく、兼業農家ばかりなのである。兼業農家の中でも第1種兼業は、5～6軒であり、他はすべて第2種兼業である。勤務先は、大部分、播磨耐火、品川レンガ、土建屋であり、岡山方面にも出ているのである。以上のことを考えれば、耕地面積は少なく、百姓と言っても、日曜百姓といえる。

#### 3. 組合の活動

販売事業として、昨年より今年にかけて麦430俵あまり出したのみでほとんど外には出していないのである。借方としては、有価証券・田・畑については、日歩2銭8厘で借している。最高25万円まで、また、農協として倉庫を現在2つ（分町以前は3つ）持っており、その他に精

米工場を1つ持っているのである。

#### 4. 寒河農協の市

すべての収穫物は、寒河においてさばかれ外に出ることはない。また、昨年すいか市が行なわれたが、収入が上がりなかつた為に今年に行なわれていないのである。

#### 5. 共同作業

戦前は、共同苗代、共同田植などが行なわれていたが、昨年より以前にはやっていた防虫などもすべて行なわれなくなってしまったのである。（時において防虫は行なわれているが）

#### 6. 指導について

現在、農協には指導員1名がおり、また普及所にたのみ1週に1回来寒してもらっているのである。（以前は2回）そして講習会が広く開かれ、一般の指導が行なわれているのである。農業改善への氣勢が感ぜられるのである。

#### 7. 養鶏・みかん

以前寒河地区には、みかんは大々的に栽培していたのであるが、2～3年前に冷害の為に不作になり、かれて現在ではやっていない。また養鶏の方は、5～6年前には養鶏組合があったのであるが、現在養鶏は行なわれていないのである。その理由としては、価格の変動が大きいし、アメリカから輸入され、また2,000羽以上を持っていなければ成り立たないことなどである。

#### 8. 国、県、町よりの補助

国、県、町よりの補助は、ほとんど無と言う事ができる。即ち補助金は、離島対策の方にむけられている為なのである。

#### 9. 漁業との関係

寒河地区としては、日生のように漁業との深い関係というものは全然ないと言ってよいであろう。漁業と関係なしに運搬船が57～8隻ある。

#### 10. 今後の方針

福浦地区分離により耕地の約2/3を失ない、残されたものは田畑合せて55ヘクタールで農家平均耕作面積は20アールの零細農家に過ぎない。統計的には90アール以下農家2、70アール以下農家8、50アール以下50の農家を除いては、30アール以下が大部分を占めており、企業として成り立つ農家は皆無と言うことができる。それにしても兼業農家は兼業農家なりに、耕地の高度利用の途を考え経営の合理化、省力栽培、共同作業等々、要はアイディアを生かし、生産性を高めて収入の増加を図らねばならない。特に裏作の改善につとめ、日雇農業に墮するきらいはあっても、利用の途を考え遊閑地として放置することは止めたいものである。

以上の如く農業経営が、組合員の生活を支える第2次的手段としてしか考えられない現在、これに応える為には、組合経営に於ても「経営の中核を信用事業におき」「愛せらるる庶民金庫的存在」としての新しい途を求めて進むと共に、併せて、「営農指導」「生活合理化を基調とする生活品の取扱」等を基本として、組合の飛躍的発展を期さねばならないのである。

（平 山 武 茂）

# 第Ⅶ章 教育と文化

## 1. 学校教育

### ○教育行政の史的展開

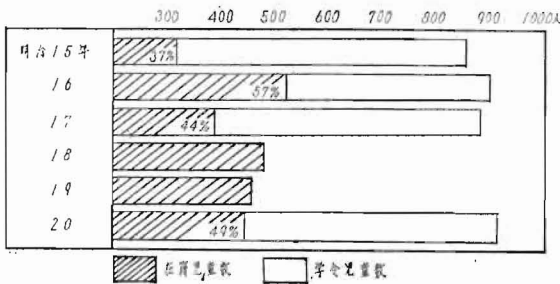
日生町における教育の諸問題、とくに僻地教育の問題を扱うに先立って、公教育の展開を沿革史的に簡単にふれておこう。

#### ○日生西小学校

明治5年松本重任、好本安太郎、浦上甚左衛門、楠原志郎等が発起して協和社と称す英語、算術の教授所を設立し片上に本部を置き日生に支部（協和東社）を置いて村役場で教師が交替に近郷の子弟を教授していた。

その直後8月に文部省によって学制が敷かれ9月日生村立小学校が設立され第2中学区11番1学と称し、習字、読書、算術を教授した。設立当時は4学年男子181名、女子15名であったが、10年後の明治15年には男子236名、女子58名、児童総数318名を数え、学齢児童数の3分の1強を占めている。翌16年には在学児童数521名を数え、以後10年近く増減少なく学齢児童数のほぼ5割を占めている。

小学校設立当時の在籍児童数の変遷



明治20年には算術、読書、習字に加わって修身、作文が教授されるようになった。

明治26年に日生尋常小学校と改称され、32年には高等科も設置され日生尋常高等小学校と改称し、尋常科男子246名、女子108名、計354名、高等科男子63名、女子13名、計76名が在学した。

明治41年には小学校令が改正され小学校6カ年が義務教育となり、高等科2カ年は日生においては水産科が設けられた。この年の在学生徒数は尋常科男子363名、女子298名、計661名、高等科男子46名、女子16名、計62名を数えている。尚この間明治9年、29年、43年及び昭和15年に校舎が新築及び増改築されている。

以後昭和16年4月日生国民学校、戦後、昭和22年4月日生小学校、昭和39年4月には町村合併に伴って日生西小学校と改称され今日に至っている。

#### (大多府分校)

明治9年10月第2中学区10小学大多府支校として設立され、同26年県令により日生尋常小学校大多府支校と改称、尋常科4カ年の単級編制で行なわれ、同32年に日生尋常高等小学校大多府分教場と改称、41年には尋常科6カ年が3学級複式制で行なわれるようになり以後本校に準じて変遷し今日に至っている。

(鴻島分校)

昭和27年1月、6学年単級複式制で日生小学校の分校として開校され、31年より2学級複式制で行なわれ今日に至っている。

(鹿久居分校)

昭和22年5月入植開拓住民の増加により隔離病舎を移築改築して日生小学校の分校として設置され、その後24年には開拓文化厚生施設を仮分校として使用し、25年には2学級複式制で、32年4月以後3学級複式制で行なわれるようになり今日に至っている。

○日生南小学校

村上治通氏が部落の児童を寺小屋式で教育していたが、まもなく明治20年前後に日生小学校の第1支校として公設された。

明治26年日生尋常小学校の頭島分教場と改称され、同36年5月には頭島尋常小学校として独立、4学年の単級編制で設置された。同42年には6学年2学級複式制、大正6年以後3学級複式制で今日に及び、昭和16年には頭島国民学校、22年に頭島小学校と変遷し、39年4月には町村合併に伴って日生南小学校と改称され今日に至っている。

○日生東小学校

明治6年寒河及び福浦小学校が創立、開校され、同19年尋常小学校と改称、同22年には両地区の合併に伴ない両校は統合され尋常福河小学校が設けられた。

明治42年には高等科も設置され、その後昭和16年に国民学校、戦後昭和22年以来福河小学校と改称変遷し、昭和30年には同地区は日生町へ合併し、38年9月には福浦地区の赤穂市への合併に伴って学校の規模は寒河地区のみに半減し、39年4月より日生東小学校と改称して今日に至っている。

○日生中学校

戦後昭和22年4月福河村立福河中学校が、5月には日生町立日生中学校が相ついで創立、開校された。

昭和35年4月、福河村の日生町への合併に伴ないこの両中学校も統合され、日生中学校となり、翌36年には新校舎本館が、37年には特別教室が落成されるに至って38年4月より実質的に統合された。尚39年には体育館及び技術実習教室も落成している。

○日生青年学級

明治39年8月日生尋常小学校に女子実業補習学校を付設し、修業年限4カ年で修身、家事、国語、算術、手工、裁縫の各教科を修業していた。明治41年度の在籍数は29名。

大正9年「実業補習学校規定について」文部省発布があり、翌大正10年より小学校より独立して実業補習学校が設けられた。

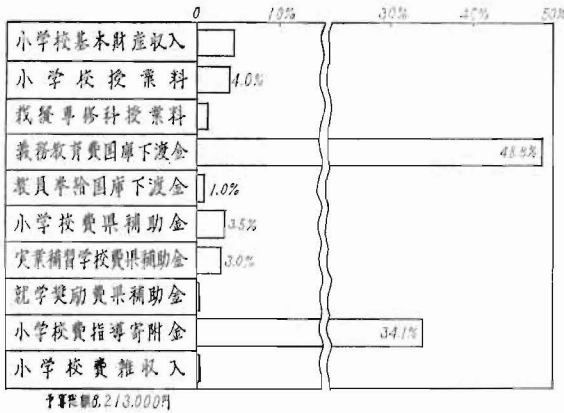
また、大正14年には女子裁縫所が開設され、15年には青年訓練所が8名の指導員をもって尋常高等小学校に併設された。これは勅令「青年訓練所令」に基づくもので「青年の心身を鍛練して、国民たるの資質を向上せしむるを以って目的」とし、修身及び公民科と教練、普通学科（国語、数学、歴史、地理、理科）及び職業科（商業、水産）の訓練項目が置かれ4カ年の修業年限であった。

そして昭和10年に至って、これまでの青年学校を統合して新しく日生町立日生青年学校が独立して

設けられ、以後第2次大戦まで存続した。

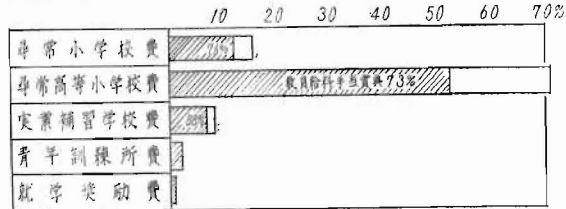
◦次に大正15年の教育財政を示そう

[歳入]



当時義務教育は基本的に国家の全面的バックアップに支えられることになっているが国庫下渡金は歳入総額の約50%に当る4,083,000円に過ぎなく県補助金も7% (558,000円) 弱であり、34%も寄付金に依存しており、授業料もその一端を担っている。しかもこの予算のなんと75%以上は教員の俸給手当賞与に費やされているのである。当時の教育の貧困を如実に物語っている。

[歳出]

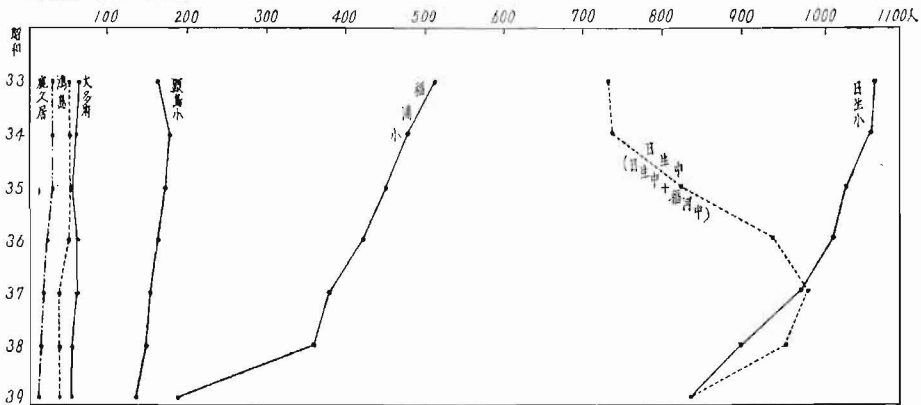


予算総額 20,660,000円

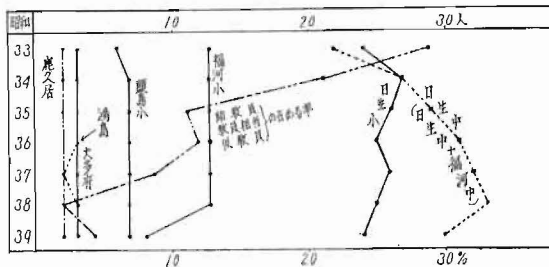
◦現在の教育における諸問題

◦児童生徒数及び教員数の変化

児童生徒数の変遷



教員数の変遷



分校教員数の変遷

昭和	0	1	2	3	4	5	6、7	8	9	10人	人数	割合%	割合%
33											75	29%	
34											38	21	
35											50	11	
36											50	12	
37											43	9	
38											0	2	
39											0	4	

児童生徒数、教員数共、特別の事情による激変はないがここで問題になるのは助教員、仮教員及教員担当者数の占める割合である。33年には29%もいたのが35年には11%に減っているけれども39年にもいぜん3名居るのである。この傾向は特に日生西小学校の3分校に著しく、33年は8名の内6名、35、6年でも8名の内4名を数え、38年になってようやく1名も居なくなった次第である。

こんなところにも僻地の悲しい一面が表われている。

このように僻地になればなるほど、多額の1人当たり教育費が費やされているがなぜ僻地の教育は伸びなやんでいるのだろうか。

P T Aからの補助金にしても大多府は日生に劣らぬ位（1人当たり480円）の補助をしており、鴻島、鹿久居も1人当たり330円の補助をしておる。（表参照）

○僻地教育の問題点

僻地教育で先ず問題になるのは教育財政の問題であろうと思われる。

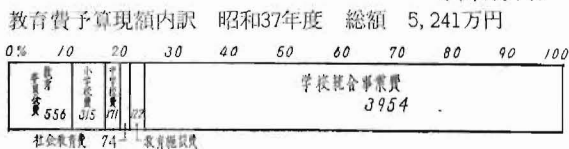
一般予算現額を占める教育費の割合は35年23%、36年28%、37年34%と上昇してきてはいるが35年より多額の学校統合事業費が計上されているからである。

小学校教育費の歳入予算は国及県の支出金が70%前後を占め、町の負担は10%強であり、残り20%前後は私費でまかなわれている。今ここで取り上げたいのは児童1人当りの教育費であり、表をみると日生よりも福河の方が、福河よりも、大多府、頭島、鴻島の方が、そして鹿久居に至っては日生の5倍（38年）であるという事実である。

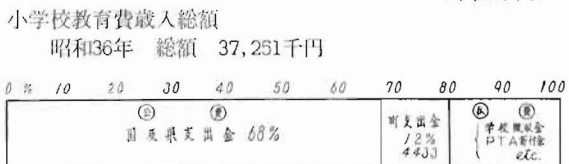
では僻地教育がなぜいつまで経っても僻地教育の域をでないのかという問題について検討してみるに、第1に文化水準の低い日常生活に教員自身が満足していないということにその原因の一つがあるように思われる。島という性格上、水質不良と共に水不足をきたしている。交通は未発達。ほとんどの島が無医島であり、医療関係に乏し



(単位万円)

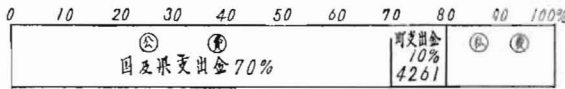


(単位万円)

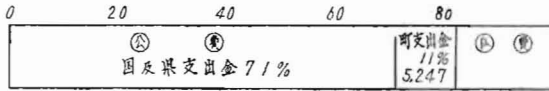


(単位千円)

昭和37年 総額 42,878千円

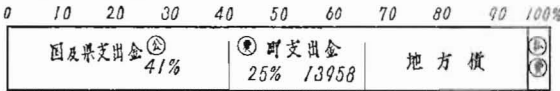


昭和38年 総額 49,397千円

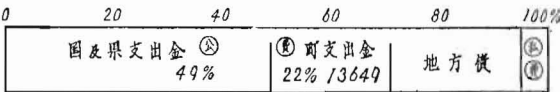


中学校教育費歳入総額

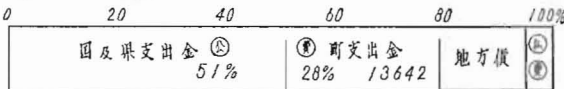
昭和36年 総額 55,536千円



昭和37年 総額 63,295千円

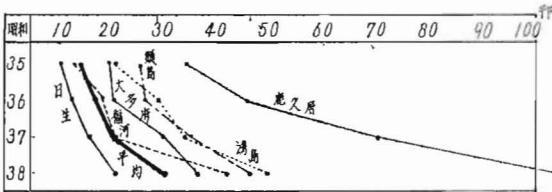


昭和38年 総額 49,394千円

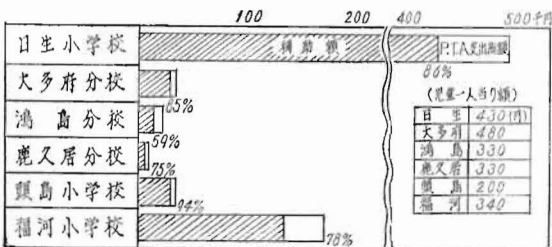


(単位千円)

児童一人当たり学校教育費



P. T. A.の学校経費補助額 昭和37年



く健康生活が保障されていない、そして日用品、食料品等の物価が当然のことながら割高である、これら諸々の事情が教員自身の島に住みついて家庭を持つ決心をにぶらせる、そして自分の子供の養育のことを考えると自分が島の住民になり、島で家庭生活を営むなどということは考えられないのである。

その結果2、3の教員を除くほとんどの教員が毎日舟で島へ通っているのが現状である。しかし、一般のいわゆる僻地でない地域ならともかく、特に排他的な要素が大きいであろう島という僻地においてはその住民になるのが最良の教育者の立場をつくるのではなからうか、しかるに現状は前述の通り、教員自身、島の住民になる気はないのである。しかし、文化水準の低い島の生活にばかりその責任をおいかぶせるわけにはゆかない、最も大切なのは教員自身の教師たる自覚ではなからうか、教師ならその自覚と責任と誇りをもって、自分に課せられた任務に向かって真剣に取り組むべきではなからうか、僻地だから………といった心構えではいつまでもたっても僻地は僻地でしかない、自分がこの僻地を何とかしなければならぬんだといった心構えに欠けているのではなからうか、そういった心構えでやるならば島民の受入体制が不十分である、あるいは教育についての関心が薄い

といったような無理解も自ずと緩和されてくるのではなからうかと思われるのである。しかし、この問題は当局にも大きな責任があることはいうまでもない、教員の僻地赴任の適性についてはここでも大きな疑問が残されたままである、大学を卒業したばかりの新規の教員を経験の為に赴任させることは、その若い教員としての情熱を生かす面から理解できるとしても、定年前の、あるいは定年を延ばす為のいたわる首つなぎとして僻地に赴任させることは何としても理解に苦しむ、教育に対する情熱も薄れ、隋性で技巧にのみはしり、マンネリ化する恐れは十分にあるのではなからうか、

大分府分校に2名、鹿久居分校に1名、既に7年余りも継続してその任務を立派に果たしつつある

教師がいることは幸いなことではあるが、ほとんどの教員が2、3年間しか勤めていないという現実  
は、仕方がないので交替にほうりだされているのではなからうかと疑問を抱かざるを得ない。

もちろん、当局は適任者を赴任させていると言明するであろうが……

鹿久居分校は岡山県下最大の僻地手当があるのだが、諸々の手当や早く昇格させるといった対策のみでは僻地教育は進歩しない。

○学校統合に伴う分校移管問題

次に僻地教育の問題として近年大きく取り上げられてきている問題に学校統合に伴う分校移管問題がある。町村合併に伴

って39年度より小学校を西、東、南と改称統合し、当局は学校行政、教員人事等をスムーズにするため分校を西小学校から南小学校に移管する準備を進めている。しかし、大多府をはじめとする分校地区の住民は当局の安易な施策に不満をいだき反対を唱えている。

「島は島同志統合しろというけれども、もともと郷土意識が相異なり、競争意識が強く相互に張り合ってきているものを今更どうにもならない。」というのが彼ら各島民の類似した言い分なのである。

この問題については昨年住民投票まで行われたが、島民の大反対によって一応坐折しているのである。しかし、当局はこの事実を暗にほめかして、現実には南小学校を充実する方針を取っている事が、頭島以外の島民より、特別抜いていると大いに反感をかっているようである。いずれは当局の方針に沿うようにはなるであろうけれども、何よりも大切なことは島民の納得の上で実行されねばならぬということではなからうか。

ともかく、僻地対策は国の根本的な改善対策を待つ他ないが、現地においては国の尻ぬぐいの対策あるいは応急対策だけでなく、もっと真剣に取り組んでもらいたいものである。

分校勤務教員

	昭和33年	34	35	36	37	38	4
大多府分校	藤原大輔	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	山口女	〃	中西男	〃	有吉	〃	〃
鴻島分校	高木男	〃	〃	玉村	〃	〃	分川
	森原女	細川女	〃	田村	河田	〃	利平
	山口女	〃	島房男	〃	西村	〃	〃
鹿久居分校	堀内男	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	利倉女	宮武女	長瀬女	堀内女	河原	徳川	〃

## 2. 社会教育

まず昭和39年度の社会教育目標をあげ、逐次検討して行くことにしよう。

### 1. 公民館活動の普及浸透を図る

昭和36年度以来総額1,500万円が社会教育予算に計上されて(表参照)総坪数160坪の町立公民館が本年度中に新築予定中である。講堂、講義室、調理室、図書資料室、閲覧室等の設備を配し、一般教養書、学術書、その他町民の希望書を蔵して公民館の施設を整備充実すると共に、社会教育担当職員  
の充実と資質の向上を図り、もって社会教育推進体制を確立させ、この中央公民館を中心に分館活動  
(寒河、頭島)を強化し再出発を期している現状である。

### 2. 青少年健全育成の組織を強化し、青少年非行化を防ぐ事業を展開する。

- イ. 青年団体の組織育成。(後述)
- ロ. 青年学級の運営指導.
- ハ. P.T.A. F.O.S.少年団等学校教育との連携強化.

岡山県の提唱によって県下各地に組織化されつつある F.O.S.(友情, 秩序, 奉仕)少年団を小中学校教員をグループワーカーとして小学校4年~中学校2年の児童生徒を各部落単位にグループ化することを目標としている.

## 2. 青少年補導体制の確立

青少年問題協議会とタイアップして非行防止を展開する.

## 3. 家庭教育の振興を図る

イ. 婦人会組織の検討と育成, 婦人学級の組織強化。(後述)

ロ. P.T.A.を社会教育団体として活動を強化する.

父兄自身の教育的研修を図らねばならない.

ハ. 町内会, 部落会との連携を図る.

町内会(日生15町内)部落会(寒河13部落)は町内, 部落内の親睦を図ると共に社会教育, 公民館活動の基礎とならなければならない.

ニ. 男子成人の学習組織樹立.

成人男子の社会教育活動は労働等の事情により困難な実情にあるが, 成人講座等を開設して一歩ずつ推進してゆかねばならない重要な課題である.

## 4. 社会体育の興隆を図り, 健康で明朗な人間形成と人間関係の確立に資する

イ. 体育レクリエーションと歌おう運動を展開し, 明るい生活を営むよう推進する.

歌おう運動—諸々の会合に歌声を取り入れる.

体育レクリエーション—体育協会, 体育指導委員の組織を活用して, 町民運動会の開催を軸に体育の振興を図る.

ロ. 安全町宣言に則り, 災害を未然に防ぎ, 交通事故をなくする運動の展開.

ハ. 町をきれいにする運動の推進.

各町内会を中心に各町内の美化清掃.

ニ. 温かく人に接し, 文化を愛し, よい風習をつくる.

ホ. 各種会合の時間尊重.

ヘ. 祝祭日には国旗を掲げる明るい国民意識の高揚を図る.

ト. 鹿久居千軒の発掘調査報告書の印刷頒布し, 郷土文化の保護保全を強化する.

次に昭和39年度の日生町社会教育活動(計画案)を列挙してみよう.

国旗を掲げる運動	青少年健全育成講演会
家庭教育学級開級	郷土美化運動展開
青年学級開級	生活改善講習会
婦人学級開級	文化祭開催
F.O.S.少年団結成	正しく通行する運動

婦人会幹部研修会	歳末助け合い演芸会
町民運動会	成人式
公民館運営協議会	教育映画鑑賞会
中学校生母親の集い	青年と婦人の集い
健康生活運動展開	P.T.A.幹部講習会
夏期成人講座開講	安全生活運動展開
青年団幹部研修会	

○日生町青年団

川西、川東、川向、寒河、島の5分団に分かれ、月1回定例集会を開き、体育（野球、バレーボール、卓球）文化（コーラス、茶道、読書）広報、生活改善の各部の活動を協議している。年間の恒例活動を挙げてみると、春は招魂祭、相撲大会、球技大会（ソフトボール、バレーボール、卓球）夏から秋にかけて全国青年祭郡予選、県予選、全国大会に参加、秋には文化祭並びに球技大会、年末には歳末助け合い運動を展開し社会福祉施設を慰問、冬はスキーバス運行を主催している。しかし、問題点として、施設、設備不備の為、会合場所にさえ事欠いており、信用組合、農協等の室を借りている現状であるが、新中央公民館が整備されるとこの問題は解消されよう。

活動上における指導助言者がいないことも団の発展を停滞させている大きな原因の1つである。社会教育主事をはじめボランティアのグループワーカーの充実が必要であろう。

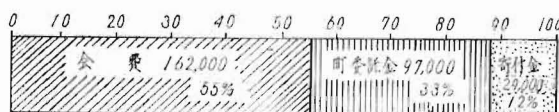
団長をはじめとする役員のみで青年団活動に傾き易いのはここでも例外ではなく、町内に職場を持っている青年の少ない関係上、余暇の少ない者、無関心な者（特に女子青年）が多い為団では機関紙を発行してはいるが、その効果は芳しくなさそうである。最も根本的な重要問題であるだけに早く解決されることが望まれる。

○日生町婦人会

婦人の教養を高め、会員相互の親睦、生活の向上を図り、郷土社会の健全な発展に寄与することを目的として、既婚婦人及満25歳以上の女子を以って構成し、（昭和39年4月現在1,350名）目的を達成する為に婦人の教養文化に関する事項を司る文化部、保健衛生体育レクリエーション等に関する事項を司る厚生部、生産、加工、副業等経済振興に関する事項を扱う産業部、生活改善に関する事項に関係する生活科学部、及び会活動全般に亘り企画調整を行なう総務部を設けて活動している。年間の恒例事業は敬老会、招魂祭、戦死者慰霊祭、菘山養老院慰問、町民運動会、町政を聞いたり、働く婦人の家庭教育について講演会を開き、そして共同募金に協力すると共に共同募金対照施設（岡山県ろう学校、岡山積善会）を視察している。ドブ掃除をはじめとする町内清掃、料理、民謡おどり等の講習会が年数回開かれている。

活動費（昭和38年度）

〔歳入〕 総額 290,000円

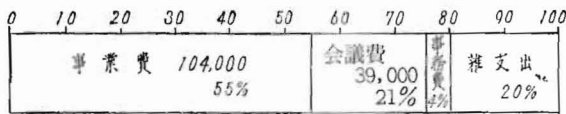


（註）寄付金12%の内には雑収入2%を含む

註) 会費： 120円×1,350人  
 町委託金：助成交付金 33,000円  
           敬老会交付金 49,000円  
           募金手数料 15,000円  
 寄付金：篤志寄付 26,000円  
           日生ライオンズ 3,000円  
 雑収入：預金利子他

総歳入額の半額を会費でまかない、町（社会教育）交付金が3分の1、寄付金の占める割合が1割というのは妥当な線と思われる。

〔歳出〕 総額 188,000円



註) 事業費：敬老会、慰霊祭、養老院慰問、  
           バレーボール選手派遣費他  
 会議費：映画及会場費、講師謝礼金他  
 事務費：出張旅費、事務連絡費他  
 雑支出：郡婦人会協会負担金他

#### ○問題点

日生町には町民こぞってよく働くという住民性がある。年寄も婦人もその例外ではない。しかし、婦人会の活動上、婦人が職をもっているということは少なからず災いしているようである。活動に会合に集りが悪いことは1番の悩みであろう。38年度には会議費として歳出総額の20%強を費やしているが、このうちには映画及会場費等が大きな比率を占めているのである。（表参照）

会員の関心、興味をひくために映画会をやり、映画館を借りきって総会をやる。もちろん会場設備の不備も大きく原因してはいるが……。

さらには民謡踊り、五輪音頭、スクウェアダンス等も徐々に取り入れたり、福引大会を催したりして会員の参加を誘っているのである。

総会には全会員1,350名の約半数600名が、敬老会等には百数十名がその活動に参加してきているようにこうした努力もその効果が徐々に現われつつあるようである。

次の悩みは会の世話をする役員のみならず手がいないということであろう。職場と家庭の両立の上に乗暇は少ないのであろう。統卒力、指導力も必要ではあるが家庭の理解がなかなか難かしいということである。職場と家庭をもつ婦人が婦人会活動を活発にやることはなかなか困難な事ではあるが、子供の教育（社会教育、家庭教育）の事を根本的に考えなおし、そして社会の一員（市民）、町民の一員としての立場を自覚して明るい町づくりの一役をになってもらいたいものである。

（逢 沢 正 毅）

### 3. 年 中 行 事

われわれは毎日いろいろなことをして生活している。誰もが行なう日常的な事柄がわれわれの毎日の生活にくりかえされている。平常誰もがすることがわれわれの先祖の生活とどんな関係があり、どんな大切な意味をもっているかということを考えることは非常に貴くて、意味の深いことである。このことを日生の民俗を通して認識したい。

ところで日生町は岡山県の南部東端に位置し、山陽本線からも遠く離れ、県下隣接地域との結びつきが弱く、いささか孤立したような形になっており文化が遅れ、昔ながらの生活形態がよく保たれていた。しかし宇野バスや赤穂線の開通を機として、またマスコミの影響でだいにその姿を変えてきた。それでも今なお昔の姿をいくらかとどめている。

我国の年中行事は稲作を中心として季節的に配列されており、大体農作の一段落ごとに行事がさしはさまれ、それが一般に年間生活の序列の骨格を形作っていると見られる。つまりそれらの行事は年間における生活の重要な区切り目をなしている。そこで日生の年中行事、生産儀礼、信仰習俗を農業に関するものを中心にして漁村の風習をさしはさんで、そのいくらかを季節的に紹介してみよう。

#### (1) 正 月 行 事

正月行事は年中行事の中で最も重要なものである。これは年初儀礼であるとともに、同時に稲作儀礼としての性格をもっている。前年の暮に餅つき、松飾りなどの正月を迎える準備をし、大晦日の晩遅くまで眠らず、除夜の鐘の音を聞いて年を越すということは日生においても他地域と同様である。ただ日生町においては屠蘇を祝わない。また男が漁に出ていて暮に餅をついていない家では雑煮をも祝わず、代りに元旦に味噌、2日にぜんざい、3日にすましを祝う。ここでは雑煮とぜんざいとをあまり区別して考えていないそうである。春日神社では元旦初祭があり、年を祝い厄払いをする。西願寺(日生町寒河)、西念寺(日生町日生)では集書会といって正月のお祝いをする。また1月16日を中心に4日間御正忌という行事がある。これは16日は親鸞上人の命日に当り、上人の御絵像や御本尊の阿弥陀如来に供物として餅・菓子・くだものを供え、お経をあげ後で講演もする。大多府を除く日生町はほとんどの人が真宗の信徒であり、熱心にこの行事に参加する。

大多府には10日から翌朝にかけてお日待の行事がある。これは太陽崇拜の名残りであるが、自然と取組んでいて農民にとっては真剣なものである。10日に本町の春日神社の神主さんを迎え、当屋の家を宿にして神様をまつり、御酒を飲み、きんご(ばくちのことであり、以前は盛んであったが今はしていない。)をして遊び、お通夜をして山の高い所で日の出を拝する。この行事は日生町でもこの大多府島にのみ存し、他地域には無いということがこの島民の自慢の1つになっている。

14日にはほとんどといって、正月のお飾り、注連繩シメナワ、門松などを焼き払い正月のしめくくりをするという行事がある。日生では真宗の信徒がほとんどであり、正月のお飾、注連繩をしないので夜の行事はないが、同じ真宗の信徒であっても寒河では行なっている。ここではこの日子供達がグループに分かれ、年長者をリーダーにして各農家からわらを集め、山から切り出してきた燃えやすい木を中心にくつつかのぐろを作り、川原で正月のお飾り・門松・注連繩・書初めの清書とともに火をつける。その火

で鏡餅を焼いて食べると病気をしないと、清書の灰が高く上がれば上達するとか、灰を家のまわりになくと虫がこないとかいう迷信はこの火に特殊な呪力を認めていたことを示している。隣の備前町伊里のある部落には燃えさしの木にも同様の力を認めていて、村中のお飾りを集め、大きな枝ぶりのよい松を買ってきてまん中にすえてしんけ（しん木）として火をつけ、最も金を多く出した人はもえのこりのしんをもらい門先に立てていたが、今はしていない。大多府においても寒河とほとんど同じようであるが、子供組の行事ではなく、焼いた鏡餅を家にもってかえり再び神様へ供える。また寒河では大どんどをし火合戦から石合戦になり、ついにはけんかになり、危険防止のためこの行事は今年中止された。備前町ではすでにこのような村全体の行事ではなく、各家庭ごとにお飾りを燃やしている。

## （２）永代経・別永代経

数が多いので、永代経は総永代経ともいう。これは寺が始まって以来の信徒で、亡くなったすべての人をくろめて、寺で命日の経を読む。

別永代経は1年間に亡くなった信徒の法事である。春の彼岸の中日を中心に4日間行なわれるが、行事内容は永代経に同じ。

## （３）節句（ひな祭り・しょうぶ）

漁所では節句は盛んでないと聞いていたが、ひな祭りも4月にする地域もあり、3月にする地域もありまちまちで、女兒が生まれた時とか嫁さんをもたらした時少しはでに祝う程度であり、隣の備前町においても同じ。5月5日の端午の節句についても、鯉昇りをあげ、ちまきを食べる程度である。

## （４）招魂祭と花見

これは戦死者の慰霊祭であり、町をあげてかなり盛大に催される。日生では4月10日に上山（招魂山）の鎮台墓（忠魂碑）の前の広場に遺族が集まり戦死者の供養をし、その後で若者が角力をする。夜には火花を合図に君が代のメロディーにのせ、慰霊供養のため燈籠流しをする。昼にはダンジリが出ていたが、今年はお出なかった。若者達が血気にまかせて、他のダンジリともみ合うことが多いので、危険が伴うから中止したのであろう。寒河では、4月3日に寒河と福浦の忠魂碑の前で、真宗、真言、神道の3つで1年交代に追弔法要をする。この日はちょうど節句の日になるが、一般の人は山へ弁当をもって登り、花見をして遊ぶ。日生では招魂山に桜の木があり、公園になっていて、そこで花見をする。備前町のある地域では以前ほど盛んではないが、4月3日の節句に山へ登り花見をする。この招魂祭の行事は日生にとっては正月・盆・氏神様の祭りに次いで重要な祭りとなっている。

## （５）恵比須祭

日生としては唯一の漁所らしい祭りである。これは魚じまが終り漁を感謝するため、南小路部落の蛭子社で祭りをする。漁に関係の無い者も参拝するが、特別な行事は無い。大多府では金毘羅様といっしょに88夜に、当屋の世話で、当屋の家を宿にしてみんな集まり、御酒を飲み魚料理を食す。備前町大字片上の恵比須宮ではこの祭りは2月に冬の裸祭として県下では西大寺の裸祭とともに有名である。

## （６）降誕会

5月21日（旧暦4月1日）は親鸞上人の誕生日であり、真宗寺では経を読み、講演をし、後でごち

そうが出される。

### (7) 虫 送 り

日生の農家では6月1日、焼餅を食べ、氏神様（春日神社）へ参る。7月15日に注稲の害虫を追い払うため氏神様へ参り、神主さんが赤・白の小旗を拝み、それを各自家に持ち帰り田に立てていた。その日の晩には氏神様の境内に夜店が並び、熟れた山桃が売られる。以上のことは現在は盛んでない。

寒河では、田植の終わった後の7月初め、人々が「足洗いんけ」（足を洗いにいけという意味であろう。）と互に呼びかけ合って氏神様（八幡宮）へ参る。これは田植でよごれた足をお宮の清水で洗い、田から上がり、後の稲のでき具合は神様にまかせるという意味をもっているが、実際に水に足をつけて洗うことはしない。

### (8) 七夕・盆行事

8月6日の晩に短ざくやちょうちんをつるした笹を庭に立て、すいか・うり・ぶどう・あん餅などを供える。以前は短ざくには山や畑の露をとって墨をとかし書いていたが、今はそのようなことはしていない。今でもそうしている地域があると聞いた。

盆の行事は8月13日に仏を迎え、14日に墓参りをし、15日の夜12時ごろかや・わらの小舟に盆の供物を乗せ海・川へ流す。13日に仏を迎え、翌日仏の不在の墓に参るとするのはいささか矛盾しているように思われる。

七夕と盆とはつながりがあるようである。というのは、大多府では16日に万燈といって子供組の火祭があるが、この日昼間子供達は家々からわらを集め、波止場の上に4つ・5つのわらぐるを作り夜になるとそれに火をつける。その明りで仏が帰るといわれている。この万燈であるが、同じような行事が備前町にも最近まであった。備前町では万燈は池の土手などの高い所に富士山の形にくえを打ちこみ繩をはり、たくさんの小さなちょうちんをつるし、明りをつけていた。そこで七夕の後で集めた笹にも火をつけた。

### (9) 春祭・夏祭・秋祭

それぞれ氏神様へ参る。以前のような収穫と神との結びつきは薄れてきていて、レクリエーションとして軽い意味で参る。特別他地域と変わった行事は無いが、ただ大多府の10月24日から翌日にかけての秋祭では、島の小学生ががく（あんどんのこと）に絵・字を書き、1メートルおきぐらいに並べ、ろうそくを入れ明りをつける。

### (10) 祈 願 祭

7月8日を海の記念日としているが、特別な行事はなく、むしろ隣りの備前町の片上の方が祈願祭は有名である。備前町片上では8月初めごろの夜、片上港において花火大会がある。

### (11) 地 蔵 祭

7月14日寒河では地藏様の祭りがある。この祭りには伝説がある。その伝説とは、昔ある人が井戸を掘っていたら、身の丈30センチぐらいの石地藏の立像が出てきた。真宗では像をまつることはしないが、このまま放置しておくことになり、また地藏様は阿弥陀如来に似ていて慈悲深く、他の人が仏になるのを助けるというので、まつった方がよかろうということで、西願寺の東約100メートル

の所にお堂をつくりまつっている。ふだんは閉めている堂の扉をこの14日には開き、参拝し経を読む。

#### (12) 大多府の子供祭

大多府には大井戸のそばに水神様をまつっている。4月4日に子供達が水神様の前にむしろ・よせで小屋をかけ、家々からさい銭を集め、小屋の中で2晩お通夜する。大多府では水には不自由しないので、なぜこのような祭りが行なわれてきたかはわかっていない。

8月23日には地藏祭がある。これは水神祭と同様に子供組の行事であり、水神祭の時と同じように地藏様の前に小屋をかけその中で遊び、23日、24日の2晩お通夜する。

10月24日には福神祭が行なわれる。昔、大多府に朱の脇差の侍が漂着したという伝説が残っているが、そのあたりはこの島のうちでは最もさみしく、気味悪く恐れられ、人々が寄りつかない所であった。そこに福神様をまつっている。島の人々の話では、この島が発展したのもきつと福神様のおかげであろうと言う。ちょうど10月のこのころがさつまいもの収穫期に当り、この24日子供達はさつまいもを集めて来て、山の中で焼いて食べる。そういうことからいも神祭とも言われる。以前は集めて来たいもはほとんど食べ尽くしていたが、今では生活がぜいたくになり、子供達の口が肥えてきて、いもはほんの少しだけ食べ、残ったいもは売り、子供達が学用品を買っている。

#### (13) げんし

これはその年の収穫が無事に終わったことを祝う亥子祭である。大多府では11月の最初の亥の日と次の亥の日に島の子供達がおさい銭を集め、石に子供の人数だけの縄をつけて、各自が縄の端を持ってげんし歌というものを歌いながら石を引き上げて地を突く。今では収穫の後の農耕行事であった古い姿を失ない、子供の遊びになっている。この行事は日生にも寒河にも、またとなりの備前町にも見られない。

#### (14) お通夜

大多府では秋祭の後、10月は神無月と言われ、神様達が出雲へ行かれるので、神様を送るといって、10月31日に大人達は寄り合って御酒を飲み、子供達はかどで枯木を集めてきて1日中火をたき、にぎり飯を食べる。11月30日には神様が帰って来られるのを迎えるといい、神を送る時と同じ行事をする。

#### (15) 台夜(逮夜)

親鸞上人の命日(1月16日)の前の晩を台夜と言い、正信偈を門徒といっしょに読みその他臨時によそから有名人を呼び講話をする。

#### (16) 報恩講

かなり有名な法事であり、本願寺3代目の覚如上人により始められ、蓮如上人の時から急に盛んになった。門徒の家では親鸞上人の恩を感謝する意味で、自分の家の報恩報を年に1度、特に冬する。寺の方から門徒の家へ出向き、大人は大人同士を、子供は子供同士を招き、上人、阿弥如来をおがみ、いっしょに経を読む。日生西念寺では後で、オトギといって握り飯・煮しめ、油あげ、こうやどろふなどのごちそうが出される。終戦後、米に不自由してから人を招くことはずいぶん減った。

#### (17) 諸神信仰

船の神をおふん様（船神）といい、小さな船では粗末になるといってまつらないが、大きな船になると桐の箱の中にまつてある。正月には御酒を供え、12船子といって大餅1個と小餅12個を供える。また、おふん様は女の神様であると言われ、船が港へ帰ってきて雨・風の晩に「チンチロ、チンチロ」と鳴る。それはおふん様が泣いているのだと言われる。

金毘羅参りは日生では4月ごろ団体で、また、船を新造した時にも航海安全の神として金毘羅様へ参る。

伊勢参りは、以前には抜参りといって、漁をしているとどうしてもグループで伊勢参りができないので、若者達は親に無断で家を飛び出して参り、絵馬を祝って帰って来る。これはずっと前のことであり、今ではそのようなことはない。

日生町の年中行事は大体以上のようなものである。しかし、これらも文化の発達につれてそれ本来の意味は薄れ、ただ先祖の行なった行事それ自体を習慣として受けついできた。その一部、あるいは全部が中止になったものもある。この傾向は今後も続いて行くであろう。いかに機械文明の世の中であるといえども、うるおいのある生活を送るにはこれらを受けついで行きたいものである。自分が受けついだものの上に何ものかをつけ加えることがなくても先祖の遺産を受けついだだけで人生の意義はある。

（吉 延 徹 也）

## 第Ⅷ章 県境(藩境)地帯にからむ諸問題

### 1. 播備文化・民俗の交界地域

#### (イ) 方言

交通機関の発達、マスコミの発達などにより現在において、方言は、その地方的特色をしいに失ってきている。しかし日常生活において生粋の地方人が家庭内あるいは隣近所で話す言語というものは、やはりその地方の生活と密接にむすびついている方言であろうし、また言葉それ自体は、標準語と共通した単語であってもアクセント等は、その地方独特のものである場合が、ほとんどであろう。

これらの事を考えると、個人の生活範囲が広がるに従って、共通語がますます要求されるようになるが、それでも方言は変化してしまいはしないものである。すなわち方言は「交通の阻隔と地方的事情の相違を原因として発達し、地方人の生活、文化を反映するものであり、全国共通なものでないだけに、地方人の生活には、最も適した言語である。従って日本の各地域の状態が、全く同一にならない以上は、その社会を反映する方言が東京語化されるにも自ら限度があり、その地域社会にとって不似合なほどの変容は許されない」のである。以上の事からも、方言の地域差を調べるということは、意味のあることと思う。

日生地方における方言の調査は、調査地を、頭島、大多府島、日生、寒河、福浦の5地点にした。日生町全体の方言の様子について調べたかったが、限られた日程なので、これだけの地域に限定せざるをえなかった。

各地域では最低4、5人くらいについて調査したが、対象は、50歳以上の男女でその他少数の中学生も含まれている。以上の条件で、日生地方の大体の方言について、主に兵庫県地方と岡山地方とのいずれの影響をより強く受けているかという立場から、不十分ながら述べてみたいと思う。

これらの5地点を歩いて見て一番感じたことは、各部落ごとに、特徴的な独自のことばがあるという事である。たとえば寒河に行くと、「具体的に言えといわれればわからないけれども、ここは、日生とはことばがちがう」といい、同じ寒河の中でも峠を越えるとまたことばがちがってくるという調子である。

頭島と大多府島でも、はっきりと違っているという。寒河で聞いた話しによると、寒河から、赤穂方面に嫁に行った人は自分のことば使いが悪いため、当分非常に苦勞したという事で、現在では、ことば使いには、特に気をつけているそうで、以前の漁師町の荒々しいことばなどは、しいになくなってきている事は事実である。

それでは、これらの地点が、具体的にどのようなことばを使用しているのかということについて、音韻、アクセント、語法、語彙に分けて、調査した結果を述べて見たい。

#### 1. 音韻について

音韻の地方的相違についての研究は、方言研究のあらゆる部門の内一番おこなわれているということであ

り、むしろ語彙に属すべき性質の訛音の研究ばかりが多い。またこれは範囲も非常に広いものでなかなかつかみにくいものである。従ってここでは、最も変化しやすい、母音だけの音節が、語中、語尾にくる場合について調べることにした。この場合、最も種々の変化を示すのが、イの音である。そしてこれは、特にア段音の次に来る場合に問題をはらむのである。ここでは、アイ、アエ、ウイ、オイ、エイ、オエの連母韻について調査したことを示してみる。

・アイ……大根、鯛、米年

全国における変化をみると〔è:] または〔è〕となるもの、〔ɛ:] となるもの〔æ:] や〔æ〕となるもの、〔ja:] や〔èa:] となるもの、〔a:] となるもの、〔æa〕のように二重母韻になるもの等様々である。東京の山の手地帯はアイそのままであるが、下町では〔è:] がみられる。岡山はダエーコ、ラエーネンなど〔æ:] というので有名であるが、日生地方では、大多府島に於てわずか見られるだけで他の地域では、現在は変化していない。

○アエ……蛙、お供え、前

岡山地方で使用するカエールとかオソナーなどという言い方は、ここではほとんど見られない、おもしろいことは、頭島においてアエのエがイに転化した型のオソナイという言い方があることである。(オカエリ→オカイリ、ハエ→ハイの変化はごく普通であるが)

・ウイ……ぬいもの、スイカ、くい

イへ転化する傾向が最もさかんで、関東西部、南部、中部、中国各地(岡山付近、南備後の3郡、山陰の3国等)、九州の各地に見られる。が日生地方においては、この転化も見られない。ただくいをクエという。

・オイ……鯛、ホイト、太い。

あまり変化していないが太い→フテーが少しだけあるように思われる。

・エイ……映画、時計、命令

エーの音へ転化している。全国ほとんどにみられる。

・オエ……単衣、覚える、こえたご

エの音へ転化している。これは、東京、京都にも見られ、全国的なものようである。

また「は」とか「を」という助詞がついた場合の母韻の変化もここでは、あまり見られない。

以上調査の仕方のまずさもあり、改まった言い方をされたり、現在ではほとんど標準語ですといってあまり話してもらえなかったりいろいろと若勞したが、音韻については、全体的に見ると、あまり岡山地方の影響を受けていない様におもわれる。1番はっきりしているのは岡山地方では、ダエーコ、ラエーネンなど〔æ:] の音を使用するが、これは大多府を除くとほとんど見られない。

2. アクセントについて

「全国の方言は、アクセントから見て、東京と同じ系統のアクセントをもつ乙種アクセント(東京式アクセント)、京都、大阪と同じ系統のアクセントをもつ甲種アクセント(京阪式アクセント)アクセントによって語の意義を区別することが全然ないもの、見方によっては、アクセントがないという事ができる一型アクセントの三つの類型がある。」

この類型から見ると岡山県は東京式アクセントであり、隣接している兵庫県、香川県が京阪式アクセント

セントであるので、県境に位置しているこの地方は、複雑な様相を呈していると思われる。調査では、二音節名詞を分類したものを用意し、これを読んでもらう形式をとった。この分類は同一類に属する語彙は同一地方では通例同一のアクセントで発音されることを示すものである。

このように二音節名詞がはっきりと分類されるということは、定説であって一般に認められていることである。またここでは、二音節名詞についてのみ調査しているが、同様なことが「単音節名詞、二音節の動詞、形容詞、三音節の諸語についてもいわれ、二音節名詞の場合と平行的な事実が存在する」ので二音節名詞について述べておけば、大体のアクセントの状態はつかめると思う。次に実際に調査したことばについて述べてみよう。

・第一類名詞……各地で比較的アクセントのちがいの少ない語類。

日生	頭島	大多府	寒河	福浦	東京	京都			
カ	ゼ			カ	ゼ	カ	ゼ		
カ	ゼ	ガ		カ	ゼ	ガ	カ	ゼ	ガ

語類……飴、牛、梅、柿、風、口、竹、鳥、庭、箱、鼻、筆、星、水、虫 …

・第二類名詞……東京・京阪式の対照をよく示す。

日生	頭島	大多府	寒河	福浦	東京	京都		
オ	ト		$\left\{ \begin{array}{l} \text{オ} \text{ ト} \\ \text{オ} \text{ ト} \end{array} \right.$	オ	ト	オ	ト	
オ	ト	ガ		オ	ト	ガ	オ	ト

語類……石、音、紙、川、夏、橋、旗、冬、町、雪 …

この中で夏、冬という語は、日生、頭島、大多府地方でもナツ、フユとなっている。これは、秋春という関連語からきたのではないと思われる。東京・京阪式の最も顕著に差が出ており、一般的に言われている語は橋である。即ち、日生、頭島、大多府ではハシという東京型アクセントであるのに対し、寒河、福浦ではハシと京阪式アクセントになっている。また寒河は、東京式と京阪式アクセントとが入り混って使われているけれども、京阪式の方が少し多く使われている様に思う。福浦は完全に京阪式アクセントである。

・第三類名詞……この語類も東京式・京阪式はっきりとした対立をみせる。

日生	頭島	大多府	寒河	福浦	東京	京都		
ヤ	マ		$\left\{ \begin{array}{l} \text{ヤ} \text{ マ} \\ \text{ヤ} \text{ マ} \end{array} \right.$	ヤ	マ	ヤ	マ	
ヤ	マ	ガ		ヤ	マ	ガ	ヤ	マ

語類……足、池、犬、馬、親、草、靴、米、炭、鳥、月、花、豆、耳、山 …

第二類と同じ傾向が見られる。寒河においては、ほとんどの語が東京式であるが、靴、花という語についてはカツ、ハナというアクセントが見られる。

・第四類名詞

日生 頭島 大多府 寒河	福 浦	東 京	京 都
カ サ	カ サ	カ サ	カ サ
カ サ ガ	カ サ ガ	カ サ ガ	カ サ ガ

語類……板、糸、海、帯、笠、肩、空、箸、針、舟。

福浦は完全に京阪式アクセントである。特に箸は福浦に於てはハシ他地域ではハシとなつてその差をはっきりと示している。板、糸については、どの地域においてもイタ～イタガ、イト、イトガとなつていた。

・第五類名詞

日生 頭島 大多府 寒河	福 浦	東 京	京 都
ア メ	ア メ ア メ	ア メ	ア メ
ア メ ガ	ア メ ガ ア メ ガ	ア メ ガ	ア メ ガ

日生、頭島、大多府、寒河等では大体東京式アクセントがある、すなわち岡山地方の影響を受けていると思われるが、福浦においては、多少京阪式アクセントも混っている。

以上で大体わかる様に、地域的にも兵庫県に近く、昭和38年9月1日赤穂市に編入された福浦地区は、大体京阪式アクセントである。また福浦と近接する寒河では、岡山・兵庫両地方の影響を受けてアクセントもまちまちである。他の日生、頭島、大名府島では東京式アクセントが一般的で、明らかに岡山地方との関係が深い。

註 「一」印は停線語の高いことを示します。

3. 語法について

国内どの地方でも、土地それぞれに特徴的なものの言いあらわし方、ことばに於ける地方色というものがある。たとえば逆接「…だけれども」についてみると、陸中ではモーソワケナガンスドモ コレ ミデクダンセ。（まことにすみませんけど、これを見て下さい）というようにドモを使用するし、肥後・肥前方面では「ベッテン」がいちじるしく、東北ではスマネーグントのようにグントとなっている。即ち語法というのは、個々の語詞、音韻などと関連を持ったことばの表現方法なのである。

イ. あいさつのことば

朝……オハヨー

オハヨーサン（日生、頭島、寒河、福浦）

オハヨーゴザンス（大多府）

日中……コンニチワ

アツイノー, アチーノー (日生, 頭島, 大多府)

オアツーゴザンス ( " )

オアツー, オアツアンス (寒河, 福浦)

夕方……オシマイ, シマオ①ナー

コンバンワ (日生)

オシマイナハレ, シマイー, (頭島)

コンバン, オシメンセー

シマオーヤ (大多府)

オシマイ (ナサイ) シマイマジョー (寒河, 福浦)

あいさつのことばは以上の様なもので, 日生, 頭島, 大多府のことばは大体岡山地方と似ている。  
ただ頭島のオシマイナハレの…ナハレということばは, 近畿方面のことばらしい。

ロ. 代 名 詞

・人 称 代 名 詞

自 称

日 生	ソ タ シ	ソ シ	ウ ラ			
頭 島	"	"	"	ジ ブ ン	ウ チ	オ ラ
大 多 府	"	"	—	"	"	
寒 河	"	"	—	"	"	
福 浦	"	"	ウ ラ	"	"	

この他「私達」のことをワイラ, 「私は」という時オラー等と使う。

対 称

日 生	オ ン シ	オ ヌ ー			
頭 島	"	"	ア ン タ	ジ ブ ン	オ マ イ
大 多 府	—	"	"		
寒 河	オ ン シ	"	"		
福 浦	—	—	"		

「あなたほ」はオンジャーと使う。

不 定 称

日 生	ダ レ	ダ レ キ ャ ー ナ ー	
頭 島	"	ダ ン ナ ラ	
大 多 府	"		
寒 河	"	ダ ン ナ ラ エ ー	ダ レ ヤ ロ カ ナ ー
福 浦	"	ダ レ ダ ロ ー カ	

・指示代名詞

	これを	それを	あれを	ここへ	そっち
日生	コリョー	ソリョー	アリョー	コケー	ソッチー
頭島	コレオ	ソレオ	アレオ	ココイ	ソッチ
大多府	〃	〃	〃	ココエ	〃
寒河	〃	〃	〃	〃	〃
福浦	〃	〃	〃	〃	〃

ハ、連体詞の用法

	こんな	そんな	あんな	どんな
日生	コガイナ	ソネーナ	アネーナ	ドネーナ
	コガーナ	ソガーナ	アガーナ	ドガーナ
頭島	コアイナ	ソガイナ	アガイナ	ドガイナ
大多府	コガイナ	〃	〃	〃
寒河	コンナ	ソンナ	アンナ	ドンナ
福浦	ケーナ	ソェーナ	アェーナ	ドェーナ
	コンナ	ソンナ	アンナ	ドンナ

福浦が他域とは違っている。

ニ、動詞、助動詞、助詞等の用法

・打消、禁止

	するな		してはいけません	
日生	スナ	スルナ	シチャイケン	シタラアカン
頭島	〃			〃
大多府	〃		イケンヅ	〃
寒河	〃		シタライケン	〃
福浦	〃	スルナ	—	シタアカン

福浦では岡山地方でよく使うイケンということばは使用しない。

・命令、勧誘、推量等の助動詞の用例

雨だろう……日生、頭島、大多府では雨ジャロー

寒河、福浦では雨ダローが主に使われている。

よく見なさい……ヨーミラレー、ヨーミーが全地域で使われている。

頭島ではヨーミナハレというように近畿ことばと思われる…ミナハレというのが使われている。

また大多府島ではヨーミンサーとも言う。

・原因、理由、限定等

…だから…ジャーカラ、シャーカラ

それで…セーデ

寒河において順接の接続助詞…ケンに似た用法である…スルセンサーという言い方がある。また福浦において「横へ来なさい」という場合、「横シー来なさい」等という。

・断 定

日生、頭島、大多府においては…ジャ、…ジャッタを使用している。寒河、福浦においては、ジャ、ジャッタも使っているが、ダ、ダッタという言い方が、かなり多く使われている。

・文末に付く助詞の用例

いけないよ

イケンゾ(デ)(ド)、アカンゾ(デ)(ド) イカン…日生、頭島、大多府、寒河

アカンデ…福浦

そういますよ

ソーユーデ(ゾ) ソーユーガナ ソガイイヨールド…日生、頭島

ソーユンジャ、ソーユーゾナ、ソーユーガノー…大多府島

センユーワ…福浦

そうですねえ

ソージャーナ、ソージャーニナー…日生、頭島

ソージャーナ、ソージャーノ…大多府

ソージャーナ…寒河、福浦

大多府では…ジャーノという言い方が特徴的で、明らかに岡山地方の影響を受けていると思われる。

…して下さい

シテクレー、シテクランセー、シテオクレ…日生、頭島

シテカーセー、シテモラエンカ…大多府

シテダンセー、ダンセーノー、シテチヨ…ノー…寒河

シッ…、シテクレンカ…福浦

日生、頭島…克蘭セー 大多府…カーセー、寒河…ダンセーというのがそれぞれ特徴的ないい方である。

4. 語彙について

地方語彙の中には、標準語と共通した単語も音形に相違をもついわゆる訛語も標準語と別類の俗にいう方言すなわち俚言も混っている。また語彙というものは、音韻とかアクセント等の様に社会の変化などで簡単には変化しないものもちがひ。マスコミや社会状況によりいろいろと変化するものである。ここではごく一部の語彙について、各地域に特徴的なものをあげてみた。

・名 詞



しいことばについてあげてみることにする。

- ・日 生 たきぎ…シバ うそつき…テンクラ  
ないですよ…ナイドナ お入りなさい…ハイランセ  
どんなにしていますか…ドガイションナー、ドアイションナラ  
自分…オドン(ずっと昔のことば)  
現在でも使われている変わったことばはいらっしゃいという意味のゴンセーである。

- ・頭 島 蛙…ガルゴ 大変…ゴッツイ、 かしこい…オドイ、  
夕方…ユーサ とんでもない…ヤッチモナイ  
(ものを)あげる…ヒンジャンス あげなさい…ヒンジャンセー  
うれしい(感嘆詞)…インサイ みっともない…ラッシュモナイ  
こんなこと…コッケナコト …ですが…ジャガ  
火葬場…サンマ  
…するのでよ…スルンデ  
みぞれ…ミドレ } という変化が見られる  
エントツ…エンタツ }

特徴的なのは前にもあげたいらっしゃい(ゴンセー)、行きなさい(イカンセー)、あらまあ(オッチャマー)等である。

- 大多府 持って来なさい…モッテケー 暑いですね…アツイノー  
…して下さい…シテカーセー

岡山方言とほとんど同じである

- 寒 河 お元気ですか…ガンジョーナカナ 指…エベ  
福 浦 マムシ…クッチャメ 大変…ブーメン、タイソー  
横に来なさい…ヨコシーキナサイ

語彙については、アクセントの様にはっきりとした地域差というものは、分らない、各地域ごとに、歴史的條件、交通、通信、婚姻圏などが重り合い、独特なことばまたは似かよったことばなどがある。これらのことばの語源、変化の様子、どの地方から伝わったものかなど興味深いことだが、今回はこれewithとどめておく。

註 347ページ以後の図の「一」印はその地方でそのことばを使用しないことを示す。また何の印もないところは不明を表わす。

#### 参 考 文 献

「日本方言学」 東条操

「八丈島の言語調査」 国立国語研究所

「八塔寺周辺の民俗」 岡山民俗学会刊行

なお調査書作成等について 操山高校の虫明吉治郎先生の御指導をいただきました。

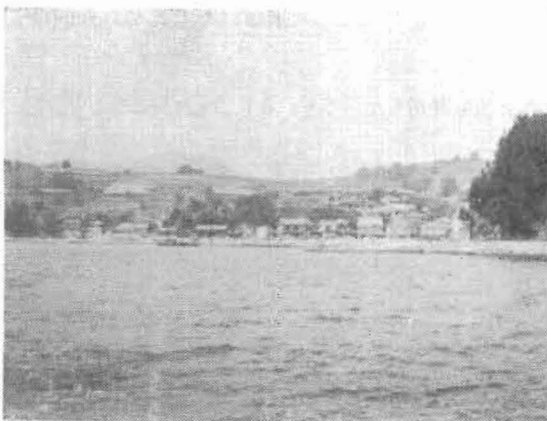
(片 山 順 子)

(b) 民 俗

目 次

内 容	
序 文	
I 婚 姻	
(1)	娘 宿 の 風 習
(2)	権 妻 か ら 婚 約 へ
(3)	婚 約 儀 礼
(4)	婚 礼
II 出 生	
(1)	妊 娠 中 の 習 俗
(2)	出 産 前 後
(3)	育 児 の 民 俗
III 成 人 式	
IV 厄 年	
V 葬 制	
(1)	葬 式
(2)	タ イ ヤ (常 夜)
(3)	仏 壇
ま と め	

序 文



[頭 島]

日生は陸上の東西メインルートから、はずれておりしかもその境域は東西に山岳起伏し、一般に海岸に沿った山地と、海には鹿久居島、大多府島、頭島、鴻島等国立公園の島々が点在し、各島岐が持つ巧みに、やさしく美しい姿は、又多くの史実や伝説に彩られている。そして政治的には古くから、備播の境界域であるが、なお東部播州側に沃野があって、どちらかと言えばその政治的境界を越えて東に引かれているという所である。又この地域の生活の糧の

多くが海に求められてきたという。

こうした所にはそれだけ違った様々の生活様式が発達し、又それが比較的温存される可能性が多いと思つたので、そうした意味から民俗資料の通過儀礼について選んでみた。

## Ⅰ 婚 姻

昔から伝統的に続いている儀式は色々あるが、人の一生のうちで最も盛大に行なわれる儀式は、ここ頭島においては「結婚式」である。兵庫県、特に赤穂の影響を受けて儀式は非常に華やかにはでであり、結納金は他の地域と比較すると高額で、大体15万円～30万円位と言う。その上、披露宴の費用もそれと同額位かかるので財政は苦しくなるが、この島内では別居の風習が行なわれており、結婚すると分家をして独立するので、その際全ての借金を負って出るのである。又、嫁方でも、持参する道具を30～70万円位揃えるので、娘1人を嫁つがせる事が家を傾ける事ともなるのである。けれども、島内の人々は、このはでなやり方についての改善策には、あまり積極的な意見もせず、簡素化の提案は空念仏に終っている観がある。

### (1) 娘 宿 の 風 習

島の老人達にとって、最もなつかしい人生の春の思い出は、島内の娘宿を訪問して遊んだ昔のことであろう。娘の頃から続けてきた網すきを、今も器用な手つきで驚くばかりの早さですいていく老婆達も、娘宿の思い出には、心なしか網をすく手先の動きをにぶらせて、ゆっくりと話してくれるのである。

「娘宿」とは、未婚の女子の居る家に、仲の良い友達同志が遊びに集ってくる場所で、他に寝宿、遊び宿、或いは女宿などの呼称もあるが、別に独立した建物ではなかった。この娘宿に島内の若者達は仕事を終えて夜になると訪問してくる。時には菓子やお酒などを土産にして、荒天で出漁できない日や、冬、漁ができない時などには、若者達も網すき等のかるい仕事を持つて来るが、いつもは格別の仕事もなく、にぎやかに語り歌いすごす。娘宿にやって来る時歌う歌を“なげ節”というのであるが、娘宿では糸をつむぎながら、車唄を唄って迎えたのである。

### な げ 節

- 出ては出もどり又出ちゃもどる  
やまじ返しの西しゃきょうとい
- 鳥も通わぬ玄海灘を  
みすぎならこそ夜で通へ
- たてのびゃくだん、牛窓の瀬戸で  
かにの味噌汁、目がひかる
- 一にゃ、だん亀、二にゃ、猿子  
三にゃ、なかだか、かやの前
- 極楽はどこの大工が建てたか知らん  
まいるかりで、下降がない  
げこ

車 唄 (糸つむぎ歌)

- 可愛いとのが大多府沖で  
波にゆられて鯛をつる
- せきだ(雪駄)ちゃらちゃら紺足袋はいて  
ごんすのがいなさりよか  
ごんす＝来られる とのが＝殿御, 彼氏  
いなす＝かえす, 帰らす
- 舟に千ばい柴たくけれど  
煙上げねば人は知らん
- 抱いて寝もせにゃいとまもくれん  
私しゃ港のつなぎ舟
- いかな夜よさも新橋越して  
ござるとのがかえされよか

(星尾正一氏の歌)

今日では娘宿と言い得るものは消滅してしまっただが、やはり、島の青年達は、三三五五娘の家に集まって話したり、トランプをしたりして遊んでいる。

(2) 権妻から婚約へ

げんさいという語は、ここでは、正式の婚約をする前の愛人、又半ば公認の愛人という意味に解される。即ち、娘宿への訪問によって、相愛の仲になった男女が世話やきを通して、半公認の恋愛関係を結ぶことを、「権妻をもうけた」と言っている。この権妻をもうけるには、必ず仲介人を必要とし、これを、権妻の世話やきと述ぶのであるが、友人を仲介人とする場合もある。けれども、正式に親の承諾を受けたものではないから、これを婚約と見ることはできない。以上のようにして、権妻の関係を2、3カ月、半年と継続しているうちに、そのまま婚約に進むものが多い。正式の婚約の場合は、しかるべき仲人に入ってもらって双方の親の承認を得なくてはならない。親の反対も、仲に入る人によって、解消される場合が多い。この場合の仲人と権妻の世話やきは別人である場合が多い。

しかし、現在はこのような権妻話も聞かれず、昔語りとなっているようである。

(3) 婚 約 儀 礼

この島では、見合いということが殆んど行なわれないのは、自主的婚姻、島内婚の多い点から考えて当然の事である。たとえ、儀礼的なものにせよ、ここではその手続きは一切不要である。婚約成立の日には、仲人は婿方の代表として、結納を納め、根切り酒(一升とするめ)をもって貰いに行く。この根切り酒というのは、この地方独特の呼び名で、特にこれをもって“根切り婚”と名付けてみたい。(石田寛先生による)。嫁方では返礼として、頼み酒を贈る。この“根切りの行事”が済むと、公然と夫婦関係が成立する。お互いに行ったり来たりし、泊まることもあり、忙がしい時には、勿論手伝いに行くのである。そして嫁入りの頃には、身ごもっている人が昔は少なくなかったと言うことである。この習慣を、昔の足入婚の残存と見ても、差つかえないと思う。

#### (4) 婚 礼

婚礼は十月（神無月）をさけ、一月、三月、四月などが多い。十月をさけるということも最近では昔程でない。

嫁入りの行列は、むかえ方と送り方が、同じ人数、うち揃って作り、その後に荷物が続く。嫁入道具は非常に豪華で現在では、電機製品のほとんどを揃えてもってゆくのである。

嫁に行く日か又は前日に嫁方の家では、“出立ち”の祝いが行なわれる。同級生や友人が30～40人位、お祝いの“げた”を持って集まり、にぎやかにお料理、お酒を振舞われる。

さて、結婚式の当日、聳方の人が家紋のついたちょうちんを持って迎えに行き、迎え女郎が嫁をつれて出て、行列の出発となる。道中は、荷物を運ぶ人達が、にぎやかに嫁入り歌を歌って行く。島で聞いた道中唄を紹介すると、

##### ○長 持 歌

私は行きます両親さまよ  
今度来るときや客で来るアイアイッ  
お前百までわしゃ九十九まで  
共にしらがの生えるまでアイアイッ

そして、道中では途中の行を飛んで唄うそうである。

聳方に到着した花嫁は、必ず座敷の縁側から上り、直ちに仏壇を拝み花などを供える。これはあみだ様にお礼をするという意味からきたものである。それから、座布とんにすわる前に親戚一同でおちつきもちを食べる。

婚礼の中心である夫婦盃は奥の間でなされるのであるが、現在は同じ部屋でされる。

翌日は舅入り、三日目には里帰りという日程で、里帰りには赤飯を作り土産代りに親戚に配ることになっている。以上が結婚式に関する民俗の概要である。

一度結婚すると離婚ということが非常に少いのが島の特色である。世の離婚の最大原因は、嫁と両親の不和であるが、ここでは前述したごとく別居の風習がある事や結婚前からお互に気心を知り合っていると言うこともあって嫁と姑が不和で離婚する事は殆んどない。もし不和になった場合は、むしろ親の方で別居するほどである。

## Ⅱ. 出 生

### (1) 妊 娠 中 の 習 俗

妊娠した事を“役がなくなる”と言う。カマドをせせるとイグチが出来る。之は本当に出来た者がある。おかまどをなおしてはいけなとか、茶碗のこげたので食べてはいけな。火事を見て、その手で体のどこかにさわったらそこにあざができるとか言う。そしてここは田舎じゃから迷信は何もいわんと、いわぬ原因を「田舎である」ことに帰して、これから文明化するにつれて、次第に色々な俗信をいうようになって考えているものもある。一方では“一向ものかまわず”で何でも気にしない所でもある。

## (2) 出 産 前 後

お産する場所はナンドのスマ(隅)で、今でも実家で生む方が多い。聞く所によるとワラを三十三把重ねてそれにもたれ一日たつ毎に一把ずつ取り、三十三日たてばもう起きてよいという所があるが、この島には稲ワラがないからそんな事はできないが、今の人のように産んですぐ仰臥するという事はなかった。

トリヤーゲバアサンに子供を取上げてもらっていた。産後の禁食物としては柿、タコ、エビ、油類のものをあげる。三日の祝いは子供の祝、三十三日は親の祝とって親があたりまえの体になる。赤飯、又は五目飯をつくり祝うてくれた家に、南犬の葉をそえてもってゆく。

ももか(百日)の祝には、自分の家だけで祝い、始めて御飯を食べさせるという意味です。

誕生の祝には、一升餅を負わせたりする。又、色んな道具を置いて、そろばん、筆ををその中から取り上げたらよく勉強できる子になるとか言った。

## (3) 育 児 の 民 俗

臍の緒は保存しておき、その子が目をみつけた時、熱をだした時煎じてのませるとよいと言う。出産の喜びには、親元から初めての子には「手とおし」をおくる。お七夜にお餅をついてその子の名前をかいたものと赤飯を近隣や親類に配る。

ユ(イ)ミヒがあくのは三十三日目であるが、子供の宮まいりはその時せず、四月、七月、十月にある頭島神社のお祭りにつれてゆき神主がおほらいをしてくれるので幾らかの礼をつつむ。これを「ゲンド参り」と言う。

「初節句」すなわち女の子は三月三日、男の子は五月五日に出来るだけ盛大なお祝をして、多い家には百人もお客をするが、よばれて行くのは女だけで、子供や男性は行かない。女の子はおヒナ様を嫁の親元が祝う。初しょうぶにはちまき(かやでもちを包んだもの)を配る。又着物、はかま等を嫁の親元から祝う。

所謂、七五三は最近のもので、昔は全然行なわれていなかった。

## Ⅲ. 成 人 式

一人前になった時に、別に儀式はしないが徴兵検査を受けたものを成人と見なした。徴兵検査を受けた日に、皆集って、にぎやかなパーティーをするのである。

## Ⅳ 厄 年

女、三十三、六十一、男四十二、六十一の疫年の人に神社から通知があって、参詣し、オハライをして貰う。

## Ⅴ 葬 制

急病で死にそうになっている時は講の人達が神社に詣ってお百度を踏むが、祈とうはあまりしない。もうだめであるという事がわかった場合は意識のあるうちに、耳もとで、おりんを鳴らし、それを寝ている人にしみこませて極楽往生をはかってやる。“エエトコへ、まいらせてモラワンセエヨ”と言って大声に叫ぶのである。

### (1) 葬 式

末期の水を筆の先につけて口唇をしめしてやる。別の部屋納戸に移し北枕とする。近親の人が湯カンをし、わらなわで帯をし、白いもめんのはかまとはんてんを着せる。それから耳に水を入れて硬直をほぐし、棺に足をまげて入れる。

頭はそって、かたびらを着せる。足をまげるのは焼く時に形よくやけるとか、棺をやぶらないためにそうするのである。やくのは兄弟が火をつけ、わらで蒸し焼きにする。

葬列は火葬場まで2 km位、続くこともあるそうで義理人情を重んずる気風がよくうかがわれる。火葬場の下の斎場で告別が1時間半位行なわれ、しょうこうと読経が行なわれる。

近所で組の者は米一升と香でんを持って、それ以外の人は米五合とおかず代少々を持って葬列に参加する。

### (1) タ イ ヤ (常夜)

死者各自の命日に同行を正座にしてお経をあげ、後オトギがだされる。十二月に行なわれるのをオトダイヤ、正月に行なわれるのをハツダイヤと言う。タイヤは寺には関係しない。タイヤは同一の故人についても十二月と一月と二度に行なわれ、一戸のうちでも相当の頻度に上る回数なので、同じ部落内では、順番を決めておいて、何の家では何番タイヤだとあらかじめふれておく。そして集まった人達は「正信偈」をあげ、死んだ人をなぐさめるのである。その後でおトギ(食事)の煮しめ、大豆入りの御飯が出るが、皆はそれを食べないで持って帰るのが普通である。

### (3) 仏 壇

財産の三分の一は仏壇にかけるとも言い、百万円、八十万円の仏壇を祀る家もある。新しい仏壇を買ったら、「親様のお宿を求めた」と言って同行を招き、お経をあげる。

### ま と め

以上色々と見てきたが、この地方は交通事情に禍いされて戦後の生活様式や生産手段の大きな変化にもかかわらず、他地方の影響を受ける事も少なく、最も隔絶性の濃厚な土地であるから、昔ながらの姿をよく現在まで伝承し、歴史的に見ても、民俗的に見ても幾多の貴重な資料を残している。

さて民俗の調査にあたり、中心を特に頭島にしぼり、通過儀礼中心に信仰との関係において見てきた。これは日生、頭島グループと大多府島との間に信仰習俗、歴史的発達過程の差異が見られ、又日生本町と頭島においても同一血縁集団とは言え、なお若干の隔たりが認められたからである。

日生本町とその出村たる頭島の信仰習俗を一貫して特徴づけるものは一向宗の信者であり、この点、大多府島の真言宗の信者であるのと鮮やかな対比を描きだしている。生活感情の幽暗な隅々に至るまで、永い年月の間に浸潤したこの二つの精神生活の差異は日々の営みの上に容易に近寄り難い姿を示して、極く最近に至るまで両者の間に通婚の見られなかった原因の一つに取りあげうる。又この相違は他の近隣村落にも及び、これを端的に示すのが、日生、頭島の封鎖的通婚圏における部落内婚姻であり、特徴的な言葉の粗野にもかかわらず、温かい濃厚な人情はこの全町、全島の“血のつながり”の中に支えられてきたのであろう。

(西 岡 礼 子)

### (c) 婚 姻 圏

従来、日生町は他町村との交渉の非常に少なかったところといわれ、いわゆる「日生言葉」のごとき独特な方言も使用されてきたが、最近交通の発達などにより、生活圏が非常に拡大されつつあり、他町村、他地方との交渉が密になってきている。

そして当然昭和の現在における日生の人々の他地域との交りは、明治時代のそれとは大きな相違ができていないかと考えられる。

そこでこの時代別の他地域との交渉の変化を数的にとらえる一方法として、結婚の相手がどの範囲から求められているかを調査することにより、部落内婚の率がどのように変化し、また結婚の範囲がどのように変化していったかを知らうとした。

いまこの研究のための地域として「頭島」をえらび、もう1つの参考地域として「和気郡寒河村」をえらんでみた。

まず最初に「頭島」の概観を説明すると、この「頭島」は日生本町が狭小であるから、その膨張する人口をいつまでも収容することができないので、幕末ころより半農半漁を目的とする出稼ぎが頭島に対しておこなわれ、これがいつしか定着して集落を形成した。

この「頭島」が本土と隔絶している事が日生本町のごとく、他の地方の影響をうけることを少なくした。そして、こういうことから通婚圏もかぎられていたと考えられ、したがって島内婚が多いのではないかという見方がなりたつ。実さい、村においては時代をさかのぼるに従って、部落内婚が多くおこなわれたが、島という自然環境はおのずから今日までその風を留めているのではなからうかという推測のもとにまず壬申の戸籍をひもといてみよう。

表・1 明治5年における島内の結婚相手の地域的分布。  
(壬申の戸籍より作成)

区 分	戸 数
和気郡日生	30
大多府	10
寒 河	5
福 浦	1
木 生	2
井田村	1
友延村	1
和気郡以外の地域	16

壬申の戸籍というのだから明治5年、この当時在籍した戸数を調査した範囲で数字にあらわしてみると次のようになる。

これは島内の結婚の相手を地域的に分けたものである。区分のうち、日生というのがいわゆる島内にあたり、和気郡以外の地域とはほとんど赤穂郡とのつながりである。

この表を見てもわかるように、島内同志の婚姻が非常に多い。

全体の約45%を示している。どうしてこのような著しい現象がみられたのか残念ながら高齢の方にお会いできなかったので、推量にまつよりほかないが、前にも述べたように、地域的なものがその理由のほとんどであろうと思われる。ちなみに同じ時代のもので、「寒河村」のものを見てみよう。

ここでは、部落内婚率は実に62%にのぼっている。

2つの表をくらべてみると、どちらも部落内婚率が高いという点ではよく似ている。

しかし、通婚圏ということになれば表2の方が拡大されている。これは島と本土の地域的な差であろうと考えられる。

表・2 寒河村における通婚の分布。  
(壬申の戸籍より作成)

区 分	戸 数
和気郡寒河村	210
福 浦	27
日 生	28
三 石	7
蕃 山	7
木 生	5
木 谷	1
大多府	10
井 田	1
友 延	1
和気郡以外の地域	35

また2つの表に共通していえることは和気郡内での交りが非常に多く、他地域とはほとんどといってよいくらい関係が少ないということである。島はともかくとして、本土では行商人などの行き来もあったと思われるのだが。

表・3 昭和28年度の島におけるの年令別通婚圏

夫の年令 縁組先	20~39	40~59	60~79	80以上	計
	島 内	17組	20	20	2
日生本町	8	5	8	0	21
大多府	0	0	1	0	1
県 内 村	5	4	3	1	13
県 外	0	5	2	0	7

この表は昭和28年に調査した資料であるが、この表でみられる通り、島内婚は時代が変わっても各年齢層にわたって断然多く調査総数101組中59組を占めている。次に多いのは日生本町であるが、日生は頭島とは親村関係にあるのでここの婚姻は広義の島内婚とみることが

ができる。これを合併すれば80組となって、8割弱という高い率となる。

大多府島は頭島より指呼の距離にある小島であるが、この表ではわずか1組、頭島全体でもわずか数人しか嫁いでいず、向こうからこの島に嫁にくる人はないという。

これは両島の歴史関係に基づくものらしい。また二代三代と続けて島外と縁組をしている家はこれまた数戸をかぞえるだけである。

このことについては後にふれることにする。さて年齢によってわずかではあるが、通婚圏の拡大の推移の状況がうかがわれるのであるが、この現象は娘宿の消滅と同様な経過をたどっているのかもしれない。

(註：娘宿とは未婚の女子の集会所を言う)

すなわち、遠方結婚の場合は当事者の意志よりも、家と家とのつり合いが第一条件となる。だから両親の意志が尊重され、戸主の家族に対する支配権が強化してくる。

もちろん島内婚においても家と家とのつり合いが問題になるので、いわゆる門閥なるものはそれほど問題にならないようである。

さて、右の表は昭和39年度現在、和気郡日生町大字日生(頭島のもののみ)の戸籍簿より抜き出した数字

表・4 時代別に見た通婚圏

(現在の戸籍より作成)

地 域	年 代		
	明 治	大 正	昭 和
同一島内 (来)	6	16	51(12)
(行)	0	0	12( 1)
大字日生本土	8	30	75(13)
	0		17
その他の日生町	0	3	9( 1)
	0	0	0
その他の市町村	1	9(2)	41(19)
	0	0	15
県 外	0	4(1)	31(22)
	0	1	25( 1)

である。

上段は頭島へ嫁いできた組数をあらわし、下段は島より嫁いでいった組数をあらわしている。またかっこ内の数字は現在島に不在の意味である。

この表をみると、今までかかげてきた表といちじるしくちがう点にすぐ気がつく。

すなわち、明治から昭和へと時代が変わるにつれて通婚の範囲が拡大したということである。また島内結婚のしめるパーセンテージも変化していることが理解できる。

まず通婚圏の拡大であるが、この現象についてはちよっとふれたので詳しくは述べないが、日生本土以外の市町村の範囲がぐっとふえたという点は著しい変化であろう。先にかかげた表1、あるいは表2では、1つの部落内かまたはいわゆる現在の日生町との通婚が大多数をしめていた。それがここでは「その他の日生町」という欄は時代が変わっても、ほとんど大差はなく、むしろ「その他の市町村」との通婚が増大している。また昭和にはいって県外との交渉が大きく伸びてきている点も気をつけてみなければならないであろう。

結局、このような現象がおきてきた原因は交通機関の発達により、遠方との接触が容易になってきたこと、島者という偏見にとらわれなくなってきたことなどがあげられると思う。こういった外部への拡がりがあるかぎり、島内結婚のしめるパーセンテージはおのずと減ってくると思われる。

それを数字から見てみよう。

明治……………40%      大正……………31%      昭和……………29%

というふうに少しずつではあるがはっきりと減少している。

このことはいいかえれば日生地域における通婚の半径がピンポン球からソフトボールくらいまでに大きくなったことを示すものであり、通婚圏が拡大すれば自然と接触範囲そのものが拡大されることになり、この地域の発展ともなるわけである。

しかしこの表で気になることが1つある。すなわち、外部へと通婚圏が拡大されるにしたがって県外、あるいは他の市町村へと出ていく者の数が増えているということである。島内を例にとってみて明治、大正までは島内で結婚すればそのまま島に住みついているが、昭和年代になると島内で結婚してもその1/4は他の土地へ出ていっている。

また以前は島外へ嫁ぐという現象はみられないが、昭和時代にはやはり入ってくる数の1/4は出ていっているという状態である。

「他の市町村」との結婚はたしかに増えているがほとんど半分の人々は島から出ている。

県外組になると一段とはなはだしく、2/3は島に住んでいない。

通婚圏が拡大されたというよろこばしい現象と背あわせに、こういった現象がおきているということとは、大きな問題であると思われる。

参考資料：日生の観光と民俗

：日生中学校教諭若松氏の資料

：役場資料

(浅野智佳子)

## 2. 現代における福浦

### 1. はじめに

県境地帯にからむ諸問題のうち、現代の福浦についての調査であるが、問題点を、昭和38年9月1日におこなわれた福浦地区の分町越県合併にしほり、福浦地区と赤穂市とのつながりを中心として調べた。この報告書では、(1)福浦地区の概略 (2)合併の生じた原因および福浦地区と赤穂市のつながり (3)合併とその影響 (4)結語 においてまとめたいと思う。なお、越県合併までの経緯についてはすでに新聞、雑誌等で、くわしく報道されているので今回は省略したいと思う。

### 2. 福浦地区の概略

福浦部落は、もとは福浦村として、1村を形成していた。明治22年、西隣の寒河村との合併によって、福河村大字福浦となり、さらに昭和28年10月に、町村合併促進法が施行されたことによって、昭和30年3月31日、日生町と福浦村の合併で日生町大字福浦となった。

岡山県の東南端に位置し、南に瀬戸内海、東西および北の三方は山（一番高いものは標高300m）に囲まれていて、最近までは、米麦作中心とし若干の漁業従事者を有する寒村であったが、赤穂線の開通、原動機付き自転車の普及によって赤穂、日生その他の方面の工場への通勤が容易になって、兼業農家が大半をしめ、比較的裕福な家庭が多い部落となった。

東西の長さ4.4km、南北の長さ8.4kmで面積は11.9km<sup>2</sup>である。人口は約1,700人である。日生町全県に対する福浦地区の面積、人口の割合は第1表の示す通りである。

第1表 (日生町に対する福浦地区の面積、人口の割合)

	人 口	割 合	面 積	割 合
日 生 町	13,591人	100%	42.41km <sup>2</sup>	100%
福 浦 地 区	1,708人	12.57%	11.9km <sup>2</sup>	27.47%

土地の利用状況、男女別人口および世帯数は、第2表 第3表の示す通りである。

第2表 土地の利用状況

区 分	面 積	割 合
宅 地	7.5ha	0.6%
田	80.2	6.7
畑	15.4	1.7
山 林	873.9	72.8
原 野	194.1	16.2
そ の 他	28.8	2.4
計	1,199.9	100.0

第3表 福浦の人口、世帯数

部 落	世 帯 数	男子人口	女子人口	計
本 村	187戸	400人	392人	792人
新 田	157	361	389	750
古 池	24	62	56	118
寺 山	10	22	26	48
計	378	845	863	1,708

又昭和35年1月1日現在の産業別就業人口およびその割合は、第4表に示す通りである。農家の一戸当りの平均耕作面積は、約35aであり、米麦の収量は、全日生町の収量の、約54%をしめている。

第4表 就業別人口とその割合

職 業	人 口	割 合
農 業	162人	24.4%
製 造 業	268	40.3
水 産 業	50	7.5
建 設 業	47	7.1
鉱 業	42	6.3
商 業	42	6.3
林 業	8	1.2
そ の 他	46	6.9
計	665	100.0

2. 合併問題の生じた原因および、福浦地区と赤穂市のつながり

(1) 福河村と日生町の合併に関する経緯の概況

昭和28年10月、町村合併促進法施行当時、県としては和気郡南部6カ町村を合わせて備前市制という構想のもとに、合併の勧奨をしていたが、この構想は日生町の強い反対等によって実現する運びには至らず、日生町は、福河村との単独合併を希望していた。これに対し福河村には、福浦部落に若干の異論があり全面的に賛意をあらわしていたとはいえなかった。ということは、赤穂市において、昭和28年10月頃、隣接町村との合併の方針を協議した際、まず福浦部落を編入すべきだということで兵庫県地方課に対して編入方を申請していたという事実が相当大きな影響となっているものである。しかし、福河村全体としては慎重な態度をとっており、昭和29年11月頃に至り、ようやく日生町との合併の機運が熟しかかったため、両町村の合併促進委員会を開き、具体的協議が行なわれ、翌昭和30年1月20日頃にはほとんどの合併協定事項は終了し、ただ新町名のみの協議が整わなかったためこれを県知事に一任することとなった。従って知事は慎重に検討した結果、1月24日早朝「日生町」と命名し、両町村に伝えたところ、いずれも異議なく了承、合併議案も満場一致にて議決して即日申請書が提出されたので、たまたま開会中の県議会に提案した所、全員異議なく可決となり、ただちに内閣総理大臣への届出を終え、すべての手続きを完了して3月31日、日生町として発足しているものである。

その後、2月3日に至り、日生町、福河村の両町村長連名によって次の様は合併条件協定書付帯事項が添付洩れとなっている旨の文書が提出されたため、県は初めて分町問題もあったということを知った程度にすぎない。

(付帯事項)

将来新町において、現福河村大字福浦地区の住民の意志を尊重して、県内外合併可能の時期到来の際は、異議なく分離を認めること。

この間のいきさつについて、合併促進同盟会委員長の石中剛氏（現在福浦漁協専務理事）は次のように述べておられる。

「当時、福河村は、約270万円の赤字を出していたが、うその予算書を作って、住民の目をごまかしていた。ところが日生町と合併の事務の受つぎの時に、これがあかると出た。この赤字を新町がかぶって処理をすることになった。この弱みもあって、県からの合併助成金がほしかった。一応福河村全体が日生町と合併し、福浦地区が望む時には、越県ができるという付帯事項をつけておく事になっ

た。ところが、日生町長、福河村長はこの約束を守らないで、この付帯事項をつけないで県へ合併書類を提出した。

この10年戦争は、岡山県の指導のあやまりと、日生町と福河村の両町村長の、民主主義のルールを無視したルーズなやり方によるものである。」

上記付帯事項の解釈には、双方に相当のくいちがいが見られる。

合併促進派においては、「県内外合併可能の時期到来の際というのは、一応日生町と福河村の合併が行なわれた後ならいつでもよいと考えていた。こういう付帯事項がついているのだから、我々が希望した時には、問題なく、分町越県合併ができるはずである。」といい、反対派や、岡山県では、「ただ一部の漁民をなだめるために、この付帯事項をつけたのであって、越県合併可能の時期というのは、遠い将来のことで、瀬戸内海沿岸の県の合併などであると考えていた。」といっている。

なお、越県合併促進派は、この付帯事項を合併書類につけないで提出した、責任者を、公文書偽造行使で告発したが、証拠不十分で不起訴処分になっている。

## (2) 福浦地区の分町を希望する理由

(イ)福浦部落は「部落の概況」で記述しているように瀬戸内海に面している南側を除いては、東西および北の三方を山によってかこまれて、一応いずれの隣接地域とも隔絶された特異な地形をなしているが、赤穂市に通じる峠の方が小さく、距離的にも近く、又交通機関を利用する場合の所要時間においても相当の差があり、従って産業、経済、文化、日常生活等すべての面において赤穂中心の圏内に入る、実に通勤、通学の状況、姻戚関係から見ても、赤穂市との関係は密接不離である。

(ロ)福浦部落の住民はほとんどが半農半漁の生活を営んでいるが、明治以来日生方面の漁業者に圧迫されて、漁場における紛争が絶えないため、赤穂市への編入によって播磨灘に漁場を求めたい。

(ハ)更に赤穂市の立場を考え、福浦地区が編入されれば、その地先海面を干拓した上、工場を誘致し、港湾を確保して産業の振興もはかられ、産業にめぐまれない福浦住民も職場を得てその福祉増進がはかられる。

(ニ)岡山県および日生町は福浦地区を放置してしまっている。日生町との合併以来、この10年間、県も町も、1銭の金も福浦地区へ入れていない。この10年戦争が終局を告げようとした時になってやっと町が本腰を入れて、防潮堤の工事を行なったが、目の先だけを変えても、県および町の態度に対して満足する事はできない、ということである。(一部 石中剛氏談)

以上の事項に対して、裏付け調査を行ない次の様な結果を得た。

(イ)福浦地区から、日生町に通じる福浦峠は標高60m、赤穂市に通じる鳥打峠は標高40mである、自転車を駆ってその傾斜を調べた所あまり差はなく、いずれも自転車に乗ったままで登れる限界である。

(ロ)距離的に赤穂市の方が近いということであるが、その基準点が判明しない。ちなみに日生町役場；赤穂市役所までの距離を見ると福浦本村から日生町役場まで6.5km、赤穂市役所まで8.0km、新田部落から日生町役場まで8.0km、赤穂市役所まで9.5kmと逆の数字が出ている。又交通機関利用の場合の所要時間の内、赤穂線について調べた結果、赤穂まで9分、日生まで9分であり、運賃はいず

れも20円である。

(ハ)経済圏について

買物は、約8割以上赤穂に行っている。これは赤穂の方が町が大きく品物がよくそろっている事、商店街、中心街が駅から近いという事などが大きな影響となっている。

日生、赤穂両方面への人間の移動を見るために、赤穂線福河駅 においての 日生駅 においての 日生駅、赤穂駅への乗車券の発売枚数を月別に統計を取ってみた。なお越県合併以後、小中学合わせて250~260名の生徒が赤穂へ列車で通学を始めたが、この定期乗車券は、赤穂市の学校がまとめて赤穂駅で購入しているため統計上にはあらわれていない。

(昭和37年)

月	通勤定期券		通学定期券		普通乗車券	
	赤穂	日生	赤穂	日生	赤穂	日生
4	32	16	34	1	2,120	642
5	35	7	34	1	3,012	642
6	25	17	15	1	2,311	582
7	36	12	18	3	2,895	420
8	37	16	20	8	2,536	498
9	28	24	3	20	2,657	813
10	31	16	3	2	3,164	500
11	25	18	12	10	2,128	398
12	36	13	5	2	3,516	302

(昭和38年)

	通勤定期券		通学定期券		普通乗車券	
	赤穂	日生	赤穂	日生	赤穂	日生
1	45	18	17	23	3,111	340
2	42	15	6	3	2,222	413
3	39	17	12	11	2,852	679
4	37	16	24	37	3,021	636
5	34	20	5	1	2,846	558
6	34	15	5	5	2,154	421
7	47	24	19	14	2,526	546
8	37	16	3	3	3,502	766
9	50	13	9	8	2,851	556
10	48	12	30	5	2,922	585
11	39	13	15	1	2,093	403
12	45	7	25	6	2,311	499

(昭和39年)

	通勤定期券		通学定期券		普通乗車券	
	赤穂	日生	赤穂	日生	赤穂	日生
1	50	17	47	9	2,863	588
2	59	14	16	2	2,374	523
3	45	14	13	3	2,432	584

以上でわかるように通学、通勤定期、普通乗車券いずれにおいても圧倒的に赤穂への乗車券の発売枚数が多い。

(ニ)婚姻圏について

婚姻532例について、赤穂市、日生町、日生町を除く岡山県内、兵庫県、兵庫県を除く岡山県外に分類してみた結果、次表の通りの結果を得た。

◎婚姻によって福浦地区外へ出たもの

	赤穂	日生	県内 (除日生)	県外 (除兵庫)	兵庫 (除赤穂)	計
昭和20年まで	1件	1件	1件	2件	0件	4件
昭和38年8月まで	24	7	10	17	13	71
昭和38年9月以後	9	3	2	3	1	18
計	34	10	13	22	14	93

◎婚姻によって福浦地区内へ入ったもの

	赤穂	日生	県内 (除日生)	県外 (除兵庫)	兵庫 (除赤穂)	計
昭和20年まで	25件	24件	29件	17件	20件	115件
昭和38年8月まで	59	31	58	33	20	201
昭和38年9月以後	5	1	4	4	0	14
計	89	56	91	54	40	330

◎福浦地区内での婚姻 109件

この数字も、赤穂との密接な関係をよく示している。

(福浦地区からの高校進学状況)

(ホ)高等学校の進学先

福浦地区からの高等学校への進学状況をみると、次表の通りであり、これも又赤穂とのつながりを示している。

高校	年度				
	昭和33年	34年	35年	36年	37年
備前	1	0	0	1	4
県内(その他)	0	0	0	0	3
赤穂	3	3	4	6	5
県外(その他)	3	11	9	5	6

(へ)県および町は福浦地区を放置しているとの事であるが、昭和30年から昭和35年までの福浦地区への事業実施の金額は右記の通りである。

又、新町建設10カ年計画によると、昭和35年以後、福浦に対する事業計画は下表の通りで町や県が、全く福浦地区を見すてているという事ではないことが判明した。

(昭和35年以後福浦に対する事業計画)

計 画 事 項	金額(単位万円)
土 地 改 良	3,000万円
農 道 改 良	240
鳴瀬川改修	1,300
鳴瀬川砂防	180
造 林	320
老廃林地復旧	1,500
山地荒廃防止	2,300
漁 港 改 修	700
簡易水道布設	1,200
小 学 校 校 舎	210
国 道 改 修	5,500
計	16,450

(福浦地区への事業実施の金額)

年 度	金 額	備 考
昭 和 3 0 年	3,568,533円	
昭 和 3 1 年	2,029,188	
昭 和 3 2 年	4,533,776	
昭 和 3 3 年	2,718,074	
昭 和 3 4 年	1,988,753	
昭 和 3 5 年	10,281,446	当初予算計上分
計	25,119,770	

又、日生町は福浦地区に対する施策の状況と題して次のように発表している。

従来の施策としては農漁村振興対策に重点を置き地盤沈下対策工事として排水ポンプを設置したのをはじめ、産業道路の改修、護岸工事、港の改修、漁礁の設置、その他水産増殖事業に努めて来た所であるが、今後においても農漁村の振興対策はもちろんのこと、これと平行して本県東部総合開発の一環として干拓計画による農地、工業用地の造成と相まって港湾を改修する等、工場立地条件の整備をはかり、過剰労働力の活用につとめたい計画である。

又、前記の福浦地区の合併希望理由に対し岡山県としては次のような見解を述べている。

(イ)福浦と日生側の間には、赤穂側にある鳥打峠よりもやや大きい福浦峠があるけれども現在、小中学校の児童および生徒は、この峠を越えて、寒河地区内にある福河小学校、同中学校に通学しており多くの父兄は分町問題にあたって引続き同校に通学させることを希望しており、さらに両市町中心街までの距離はほとんど同じ位であり、バスの便あるいは自動車利用の場合の所要時間はいずれも9分で特に便、不便の差はないものである。

又、産業、経済、文化および日常生活関係等についても、おおむね住民の主張するような状況であるかもしれないが交通機関が発達しかつ自由経済の今日においては経済取引が商工業の盛んな都市との間に行なわれ、又、通勤者等が多くこれに職を求める事は、なんら珍らしい事例とはいえないものであり、経済法則上の原理であり、又、全国いずれにもいい得ることである。

(ロ)第2点については、日生方面の漁民が福浦漁民を圧迫しているものではなく、福浦部落少数漁民が日生町漁民の福浦地先への出漁を排除することによって自己の漁場を必要以上に拡張し福浦漁民の自由にせんとする企図かうかがわれるものであり、福浦漁民の無理な要求を隠蔽せんがために、日

生漁民があたかも圧迫している如くに誇張しているのであり、その間の事情は全く逆である。

(ハ)第3点については、赤穂市が福浦住民の福祉を考えているものではなく、赤穂市自体の利己的な市の繁栄策をはかるためと現市長と多数議員の政治的地位を確保するための手段であって不純なる動機に基く境界変更によって地区住民の福祉が増進できるとは思われない。又、その必要があるならば瀬戸内海総合開発審議会（兵庫、岡山、山口、広島、大分、愛媛、香川、徳島の各県で構成し、瀬戸内海の総合開発を共同で審議する機関）等の正式機関において協議すべきであるにもかかわらず、現在までもそのような事情は一度もなく、あるいは兵庫、岡山両県のみで協議しても事足るにもかかわらずその事実がないのであり、このような事情よりしても、赤穂市が福浦部落民を引きよせる手段であり、その具体性、実効性は疑わしいと思われる。

### 3. 合併とその影響

(イ)合併問題が激化するにつれて、賛成派と反対派の対立が、激しくなり、商売が成り立たなくなったり、この戦いが子供の心にまで大きく響いていた。又、合併後も、いぜんとしてこの対立が続いて少数派である反対派が福浦に居づらいつという結果をまねている。

(ロ)福河小学校には、383名の児童がいたがその内195名が福浦地区から通学していたもので、児童数が半分以下になり、現在授業にも相当の影響が出ている。又、小学校の敷地が、寒河と福浦の中間にあり、寒河地区の東端になって移転の問題が出ている。又、小中学生はそれまで徒歩や自転車で通学していたものが赤穂への転校で距離が遠くなり、列車で通学しその費用が父兄の負担となっている。通勤時とかさなるため、満員列車に乗せられ、疲労も激しい。

(ハ)合併後、福浦地区内にある日生町の財産処分の問題が生じた。簡易水道、診療所、保健センター、町並林道などの事業費13,000万円の内、町の負担が、4,650万円あり、この問題や町有林の処分がある。

(ニ)種々の漁場の問題も一応解決されたが、これからも色々な問題が生じることが予想される。

### 4. 結 語

種々の調査、聞きこみの結果、あのようにまで激しい戦いをしてまで、特に赤穂市と合併しなければならぬ要因は見い出されなかった。赤穂市と強いつながりがあることは事実だが、同時に、日生町とも強いつながりが見られる。このように激烈な戦いがなされたのは、岡山県の領土的意識と、兵庫県ならびに赤穂市のめんつもの戦いといった感が強い。ちなみに、一般住民のうち、合併賛成派であった人は、長いものに巻かれる式で、今さら村八分にはなりたくない。どちらに着いても、別に大して変わりはないだろうが日生町民というよりは、赤穂市民といった方が聞こえがよい。又、反対派であった人にしても、岡山県の東の端ならば、兵庫県に入ってもやはり西の端だ。貧乏国のことだから別に赤穂市に行ってもそんなに変わるはずはない。岡山県で生まれ、岡山県に育ったのだから岡山県の土に骨をうめたい。といった消極的意見が強く、せっかく平和にくらしていたのに、部落が2つに割れ、隣り同志で争わなければならないようになってしまった。こんなにしてまで、兵庫県に付かなければならぬとか、岡山県に残らなければならないと戦う必要はなかったという考えがほとんどである。

要するに、一部の幹部の争いであったということができる。

この問題は、表面的には、1年数カ月前に結末がついたのだが、まだまだ数多くの問題を含んでいる。その内、主なものは、漁業問題と、住民間の感情問題であろう。この調査では漁業問題についてはほとんど触れていないが、越県合併の際には福浦地区は、その地先のわずかな海面のみを持って赤穂市と合併した。ほとんどの海面は岡山県に残っていて、福浦漁民もそこで操業しているが、漁業権の認定は、その海面を所有する県の知事が行なうことになっている。従って岡山県に残された海面での操業の認定権は、岡山県知事にある。過去に認定されていた操業期限が切れた後は、あらためて岡山県知事に認定を申請しなければならない。たとえ岡山県知事に申請しても、認定されなければ操業することができない。この点に関して、反対派は、1回や2回は許可するかもしれないが、年月がたち又、知事が変わって行った時に、いつまでも許可してもらえるかどうかは疑問である。といい、合併賛成派は、漁業に関しては規則よりも慣行に従うということになっているからいつまでも操業は可能であるといっている。

また、住民の感情問題についても、いまだ解決していない点が多くある。少数派であった反対派は、合併が行なわれて以来、敗者として、ひっそりとしている。賛成派の「もう問題は、かたずいたのだから、今では反対派の人をなんとも思っていないのだが……。」と語っているが、この言葉の中にも何か勝者として勝ちほこったことばが感じられる。

漁業問題、住民の感情問題、その他種々の問題についても、その完全な解決を得るには相当の長い年月がかかることであろう。又、はたして合併してよかったか、悪かったのかの判定も長い年月の変異を待ってなされるべきであろう。

(日 下 弘 海)

地域研究 第9輯

加子浦の工業化

—岡山県日生町の場合—

昭和40年6月15日印刷

昭和40年6月20日発行

発行者 岡山市津島  
岡山大学教育学部社会科  
研究室内 地域研究会

印刷者 岡山市東中山下40  
山陽印刷株式会社